

官報

号外 昭和四十四年五月二十九日

第六十一回 衆議院會議録 第四十号

昭和四十四年五月二十九日(木曜日)

議事日程 第三十二号

昭和四十四年五月二十九日

午後二時開議

- 第一 沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案(内閣提出)
- 第二 都市再開発法案(内閣提出、参議院送付)
- 第三 太平洋諸島信託統治地域に関する日本国とアメリカ合衆国との間の協定の締結について承認を求めるの件

一 国務大臣の演説(観光基本法に基づく昭和四十三年年度年次報告及び昭和四十四年度観光政策について)

○本日の会議に付した案件

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(園田直君外二十六名提出)

通信委員長井原岸高君解任決議案(柳田秀一君外五名提出)

質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出)

討論終局の動議(園田直君外二十六名提出)

日程第一 沖繩における郵便貯金の奨励及び簡

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

午後二時五十二分開議
○副議長(小平久雄君) これより会議を開きます。

本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議(園田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 園田直君外二十六名から、本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議が提出されました。本動議は記名投票をもって採決いたします。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕
〔八木一男君「議長、点呼がないが、どうした。点呼をやり直して、投票をやり直さない」と呼び〕

○副議長(小平久雄君) 点呼は全部いたしました。

〔八木一男君「議長が全部読みましたという間違いの発言をしたことを取り消してください」と呼び、その他発言する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 八木君に申し上げます。点呼者は、点呼をしたことではありません。投票漏れはありませんか。

〔発言する者、離席する者多し〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。(拍手)投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕
○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕
投票総数 三百六十三
可とする者(白票) 二百四

〔拍手〕
否とする者(青票) 百五十九
〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、本日の議事における発言時間は、趣旨弁明については十五分、質疑、答弁、討論その他については十分とするに決しました。(拍手)

園田直君外二十六名提出発言時間制限の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 光晴君
荒船清十郎君	井出一太郎君
井原 岸高君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	池田 清志君
一萬田尚登君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
遠藤 三郎君	小川 半次君
小川 平二君	小澤 太郎君
小沢 辰男君	小淵 恵三君
大石 八治君	大石 武一君
大竹 太郎君	大坪 保雄君
大野 明君	大橋 武夫君
大平 正芳君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 本日の議事における発言時間は趣旨弁明については十五分質疑答弁討論その他については十分とするの動議

九七〇

奥野 誠亮君	加藤 常太郎君	中馬 辰猪君	塚田 徹君	栗山 秀君	森下 國雄君	堂森 芳夫君	内藤 良平君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君	塚原 俊郎君	坪川 信三君	森田重次郎君	八木 徹雄君	中井徳次郎君	中澤 茂一君
賀屋 興宣君	海部 俊樹君	渡海元三郎君	登坂重次郎君	山口喜久一郎君	山口シヅエ君	中嶋 英夫君	中谷 鉄也君
金子 信君	金子 一平君	徳安 實藏君	床次 徳二君	山口 敏夫君	山下 元利君	中村 重光君	永井勝次郎君
金子 岩三君	上林山榮吉君	中尾 栄一君	中垣 國男君	山田 久就君	山村新治郎君	楠崎弥之助君	成田 知巳君
亀岡 高夫君	亀山 孝一君	中川 一郎君	中川 俊思君	早稲田柳右南君	渡辺 栄一君	西風 勲君	野口 忠夫君
鴨田 宗一君	飯谷 忠男君	中村 梅吉君	中村 寅太君	渡辺 肇君	關谷 勝利君	野間千代三君	芳賀 貢君
川野 芳滿君	木野 晴夫君	中村 庸一郎君	中山 寅一君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	長谷川正三君	畑 和君
木部 佳昭君	木村 武雄君	中山 マサ君	永田 亮一君	赤路 友藏君	淡谷 悠藏君	華山 親義君	原 茂君
北澤 直吉君	吉川 久衛君	灘尾 弘吉君	南條 徳男君	井岡 友藏君	井上 泉君	平岡忠次郎君	平林 剛君
久野 忠治君	久保田円次君	二階堂 進君	丹羽 久章君	井岡 大治君	井上 定盛君	平等 文成君	広沢 賢一君
倉成 正君	熊谷 義雄君	丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君	井上 普方君	伊賀 定盛君	廣瀬 秀吉君	福岡 義登君
小坂善太郎君	藏内 修治君	西岡 武夫君	西村 英一君	猪俣 浩三君	石川 次夫君	古川 喜一君	穂積 七郎君
小宮山重四郎君	小峯 柳多君	西村 直己君	根本龍太郎君	石田 有全君	石野 久男君	細谷 治嘉君	堀 昌雄君
小山 省二君	河野 洋平君	野田 卯一君	野田 武夫君	石橋 政嗣君	江田 三郎君	松本 七郎君	三木 喜夫君
河本 敏夫君	佐々木秀世君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君	枝村 要作君	小川 三男君	三宅 正一君	美濃 政市君
佐々木義武君	佐藤 榮作君	橋本龍太郎君	橋本登美三郎君	大出 俊君	大柴 滋夫君	武藤 山治君	村山 喜一君
佐藤 文生君	佐藤洋之助君	長谷川 峻君	長谷川四郎君	岡田 利春君	太田 一夫君	森 義視君	森本 靖君
齋藤 邦吉君	齋藤 寿夫君	濱野 清吾君	八田 貞義君	岡田 利春君	加藤 隆一君	八百板 正君	八木 昇君
坂田 道太君	坂村 吉正君	原田 憲君	廣川シズエ君	加藤 清二君	加藤 万吉君	矢尾喜三郎君	安井 吉典君
坂本三十次君	櫻内 義雄君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	山口 秀一君	山内 広君
笹山茂太郎君	四宮 久吉君	藤田 起夫君	福永 健司君	唐橋 東君	金丸 徳重君	山口 鶴男君	山中 始男君
始関 伊平君	椎名悦三郎君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	川村 継義君	川崎 寛治君	山田 趾目君	山中 吾郎君
塩川正十郎君	塩谷 一夫君	藤尾 正行君	藤田 義光君	河野 正君	河上 民雄君	山花 秀雄君	山本 幸一君
重政 誠之君	島村 一郎君	藤波 孝生君	船田 中君	北山 愛郎君	久保 三郎君	山本 政弘君	山本 弥之助君
正示啓次郎君	白濱 仁吉君	古内 広雄君	堀川 恭平君	久保田鶴松君	黒田 寿男君	米田 東吾君	依田 圭五君
進藤 一馬君	周東 英雄君	細田 吉藏君	堀川 恭平君	小林 信一君	河野 密君	渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君
菅波 茂君	鈴木 善幸君	本名 武君	益谷 秀次君	後藤 俊男君	河野 密君	池田 禎治君	折小野良一君
砂田 重民君	砂原 格君	増岡 博之君	増田甲子七君	神門至馬夫君	佐々木三郎君	岡澤 完治君	河村 勝君
瀬戸山三男君	園田 直君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君	佐野 憲治君	佐々木良作君	神田 大作君	田畑 金光君
田川 誠一君	田澤 吉郎君	松田竹千代君	松野 幸泰君	齊藤 正男君	阪上安太郎君	竹本 孫一君	玉置 一徳君
田中伊三次君	田中 榮一君	松野 頼三君	三池 信君	實川 清之君	島上善五郎君	中村 時雄君	西村 榮一君
田中 角榮君	田中 正巳君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	島本 虎三君	下平 正一君	門司 亮君	本島百合子君
田村 良平君	高橋 英吉君	箕輪 登君	水田三喜男君	田中 武夫君	田邊 誠君	吉田 泰造君	吉田 久之君
高橋清一郎君	高見 三郎君	水野 清君	湊 徹郎君	田原 春次君	多賀谷真穂君	和田 耕作君	浅井 美幸君
竹内 黎一君	竹下 登君	村上 勇君	村上信二郎君	高田 富之君	武部 文君	有島 重武君	伊藤惣助丸君
谷垣 專一君	谷川 和穂君	村山 達雄君	毛利 松平君	楯 兼次郎君	千葉 佳男君	石田幸四郎君	小川新一郎君

大野 潔君 大橋 敏雄君
近江已記夫君 岡本 富夫君
沖本 泰幸君 北側 義一君
小濱 新次君 斎藤 実君
鈴切 康雄君 田中 昭二君
竹入 義勝君 中野 明君
樋上 新一君 広沢 直樹君
伏木 和雄君 正木 良明君
松本 忠助君 矢野 純也君
山田 太郎君 田代 文久君
谷口善太郎君 林 百郎君
松本 善明君

通信委員長井原岸高君解任決議案

(柳田秀一君外五名提出)

(委員会審査省略要求案件)

○副議長(小平久雄君) 柳田秀一君外五名から、通信委員長井原岸高君解任決議案が提出されました。

本決議案は、提出者の要求のとおり委員会の審査を省略して議事日程に追加するに御異議ありませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり

○副議長(小平久雄君) 御異議なしと認めます。

よって、日程は追加せられました。

通信委員長井原岸高君解任決議案を議題といたします。

通信委員長井原岸高君解任決議案

右の議案を提出する。

昭和十四年五月二十九日

提出者

柳田 秀一 八木 昇
平林 剛 森本 靖
大野 潔 伏木 和雄
賛成者
安宅 常彦 外百四十九名

通信委員長井原岸高君解任決議
本院は、通信委員長井原岸高君を解任する。
右決議する。

理由

通信委員長井原岸高君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままに通信委員会において、理事会の国会正常化に関する申し合せを裏切り、突如として、内閣提出の「沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案」の強行採決を行なつた。

かかる暴挙は当然無効であり、議會制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行為といわねばならぬ。したがつて、委員長としての責任は誠に重大であり、きびしく糾弾してしかるべきである。これが、本決議案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 提出者の趣旨弁明を許します。 森本靖君。

「森本靖君登壇」

○森本靖君 私は、日本社会党と公明党を代表いたしまして、通信委員長井原岸高君解任決議案を提案をし、その趣旨の説明を行ないます。

まず、案文と理由を朗読いたします。

通信委員長井原岸高君解任決議案

本院は、通信委員長井原岸高君を解任する。

右決議する。

「拍手」

理由

通信委員長井原岸高君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままに通信委員会において、理事会の国会……

「発言する者多し」

森本靖君(続) やかましい。静かに聞いておれ。

「発言する者多し」

○副議長(小平久雄君) 静粛に願います。

○森本靖君(続) まじめにやっておるのにやじるな。やかましい。黙れ。

「発言する者多し」

○森本靖君(続) もう一べん初めから読み直します。(拍手)

通信委員長井原岸高君解任決議案

本院は、通信委員長井原岸高君を解任する。

右決議する。

「拍手」

理由

通信委員長井原岸高君は、公平であるべき委員長の職責に違反し、政府与党の意のままに通信委員会において、理事会の国会正常化に関する申し合せを裏切り、突如として、内閣提出の「沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案」の強行採決を行なつた。

かかる暴挙は当然無効であり、議會制民主主義を踏みにじつた多数横暴の行為といわねばならない。

したがつて、委員長としての責任は誠に重大であり、きびしく糾弾してしかるべきである。これが、本決議案を提出する理由である。

「拍手」

以下、提案の趣旨を説明いたします。

いま、私は、井原岸高君の解任決議案を提案として、その趣旨を説明することはきわめて残念であり、また、通信委員会の伝統ある審議に對しても、その名譽のために遺憾しごくであると考えておる次第でございます。

それは、私も、そしていま私が解任を求めている井原岸高君も、ともに通信委員会のメンバーとして、わずかながらの期間ではございますけれども、國政を預かる者同士として、その信条や立場を異にしつつも、議會制民主主義の擁護と発展のために、あるいは國民に負託されました大きな

責任を果たすために、さらには通信委員会における審議をより一そう実りあるものにしていくために、ともに努力を積み重ねてまいってきた次第でございます。

それが政府・自民党の七十日にも及ぶ国会会期の延長という暴挙の余波を受けまして、一挙にくつがえつてしまつたということ、その思慮を欠いた自由民主党国会対策委員会の手先となつて井原岸高君が強行採決をあえて一方的に行なつたことに對し、私は痛恨のきわみといえる気持ちでございます。(拍手)

ここで、事実の経過を靜かに振り返つてみますると、通信委員長の井原岸高君は、みずから通信委員長に就任するにあつたて、所屬する党の立場を離れて公平な委員会運営を行なうと表明してきたにもかかわらず、五月二十八日の通信委員会におきまして、沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案、これを自由民主党の指令に基づいて一挙に、一方的に強行採決をしたと稱しておるのであります。

いま一度、ここで冷靜にこの事実の経過を振り返つてみたいと思ひますが、井原岸高君が委員長としての重責を忘れ、みずからの公約を放棄し、慎重審議の申し合せを破つてまで通信委員会における強行採決をあえて行なう必要性はどこにもなかつたのでございませう。確かに、私もはこの沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案の重要性を十分に理解し、また、この法案が沖繩の住民に非常に影響するものである、こゝろからいふ立場から、この法案に賛成する立場で慎重な審議と積極的な取り組みを進めてまいつてきたのでございませう。委員会におけるいろいろの話し合いも行なつてきたのでございませう。しかし、国会は、御承知のとおり、当初九十八日といひ、そして結果的には、民主社会党が介入したかどうか知りませんけれども、七十二日という、国会史始まつて以来の長期、無謀な延長と

なり、いま国会の議事運営をめぐっての非常なる混乱が続いておるといふ現状でございます。

そこで、私どもは、通信委員長理事におきまして、次の六項目にわたる委員会運営の民主的な諸原則を提案してまいったわけでございます。

その委員会運営における第一の原則は、当然のことではございますけれども、委員会の審議にあたって定足数を確保していくということでございます。

そして第二の問題点は、委員の異動については、委員会開会前に理事会が了承した者に限るということでございます。この点については、さきに社会党及び公明党が各委員会を査察したところ、ジブシー議員ともいふべき渡り鳥議員が自由民主党の中におるといふことが明らかになったからでございます。渡り鳥議員が自民党にいて、これが紛争屋ともいふべき役割りを今日の国会内で果たしているという事実が明らかにされたのでございます。こうした悪質かつ不善な議員の渡り歩きを防止し、委員会の自主性を確保していくというのでございますから、当然の理屈でございます。

さらに第三に、私どもは、委員会の審議を定例日以外には行なわないことを申し入れてまいりました。これまた当然のことでございます。

また、第四点として、当然のことではありますけれども、私どもは、委員会の発言は、通告者全員の質疑を保障することを確認すべきであることを申し入れてまいりましたのであります。これは言論の府として、また議会制民主主義としての当然のことでございます。

第五番目に、私どもは、委員会に、申し入れがあった場合には公聴会の開催、参考人の意見聴取、連合審査などを行なうべきことを当然のこととして求めてまいりましたのでございます。これも、広く国民大衆諸君の意見を国会に反映するという立場から、当然のことでございます。

そして最後に、第六点として、委員会は強行採

決などということは絶対に行なわないという申し入れを行なったのでございます。

ところが、政府・自民党のいわゆる指揮棒のもとに、井原岸高君は、通信委員長としての立場を忘れてか、放棄いたしました。私たちが申し入れて、まさに反動的な強行採決という暴挙に出たのでございます。

御承知のように、通信委員会は、ここ数年来一度も法案の強行採決をしたことがないのでございます。これは当然のことではありますけれども、委員会の自主性を守り通してまいりましたのでございます。そもそも、通信委員会は、その性格からいたしまして、国民大衆諸君に最も関係の深い電波、放送、郵政、電気通信など、いわゆるこの問題を国会内において論ずるところでございます。いわば行政サービスを充実していくところ、これがこの通信委員会の任務でございます。本来、与野党が対決すべき法案があまりないので、通常でございます。そのため、通信委員会で審議をする法律案の多くは、われわれは十分に話し合いをして今日まで行なってきたのでございます。

しかしながら、政党内通でありますから、与野党が鋭く対立をする法案も、ときにはございます。しかし、それらと与野党が十分に話し合いをいたしまして、あらゆる角度から慎重審議を行ない、討論を行ない、そうして与野党ともに譲るべきところは譲り、通信委員会はきわめて円満な、模範的な運営をしてきたと申し上げまして、決してこれは言い過ぎではございません。今回のこの第六十一回国会におきましての通信委員会におきましては、すでにNHK四十四年度の予算を可決いたしましたのでございます。さらに、社会党が反対をしておりましたけれども、公衆電気通信法の一部を改正する法律案につきましても、与野党の多数によって可決をしておるのでございます。さらに有線放送電話に関する法律案、これも可決をいたしておるのでございます。さらに

また簡易生命保険法の一部改正、これも可決をしておるのでございます。こういふふうには、通信委員会は今日まできわめて充実した審議を進めてまいりました。さらにまた、法案の審議も促進をせられておるのでございます。そうして昨日まで、この沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案を審議してきたのでございます。

この法律案については、日本社会党は、これが沖繩県民の福祉に関する問題であり、基本的には確かに賛成の態度でございます。しかし、問題がないことはございません。この法案につきましても、元来、終戦までありましてこの沖繩住民の郵便貯金、さらに簡易生命保険、これらの加入者に対しまして、日本国が琉球政府を通じて、それぞれ加入者にお返しをするということでございます。郵便貯金におきましては、返金金が九千四百八十八万五千円、簡易生命保険におきましては七百五十一万六千円でございます。けれども、これにつきましては、現在の簡易生命保険法も、これにつきましても、現在の簡易生命保険法も、あるいは郵便貯金法を通じて、元利合計をもちて支払うということでございますから、これはある程度うなずけます。しかしながら、見舞い金として、郵便貯金におきましては三億三千九百四十二万三千円、簡易生命保険におきましては七千四百七十一万一千円、この見舞い金を簡易生命保険特別会計、郵便貯金特別会計から出すということでございます。そこで、出すことはわれわれは異議がないわけではございますけれども、見舞い金にしては非常に少な過ぎる。しかも、これを出すとするならば、日本の国内における郵便貯金の加入者、簡易生命保険の加入者の金であります。簡易生命保険特別会計から金を出すよりかは、一般会計から出すのが当然でございます。そうして、これを増額をして出すというのが当然でございます。さらに、この見舞い金を現在の日本

の郵便貯金法あるいは簡易生命保険法に基づいて支払うということについては、立法上疑義があるというところがございます。場合には、これは特別立法にしなければならぬのではないかと意見もございまして、われわれも、この法律についてはいろいろ疑義がありましては、この法律についてはいろいろ疑義がありましては、あつと、私とわが党の中井徳次郎君と共産党の田代文久君の質問が残っておったわけではあります。この三名の者の質問が残りましては、これは採決をしてもよろしいということとをわれわれは確かに約束しておたのでございます。ところが、この三名の質問が残りましては、急遽強行採決ということになったのであります。全くこれはふに落ちないということでございます。昨日の通信委員会におきましては、委員長が突如として質疑打ち切りを行なったのであります。これは、まさに私は暴挙であると考えておるのでありますけれども、これをこのまま今後許すということになりますと、伝統ある通信委員会の民主的な運営がそこなわれると考えるのでございます。

私は、国会の運営というものは、多数党は少数党の意見を尊重し、そうして少数党は論議に論議を重ねて国民の前に明らかにして、そうして多数が最終的には採決をするということもやむを得ないと考えておるのであります。しかるに、今日まで自由民主党の諸君は、自分に都合の悪い法律案件については野党になかなか言わしてくれないのでございます。途中で都合が悪くなると強行採決、あるいはまた突如質疑打ち切り、こういうことを何回も何回も重ねてまいったというのが今日の状況でございます。

○副議長(小平久雄君) 森本君、時間ですから、結論を急いでください。

○森本靖君(続) こういふことを考え合わせますと、いわゆる昨日のこの強行採決ということとは、

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 通信委員長井原岸高君解任決議案

するために、ぜひ説明を願いたいと思うのであります。(拍手)

これに関連して、第三の質問は、こうした背景や動向の中で通信委員会の果たすべき役割は非常に重要であります。そのあるべき姿勢と方向について、通信ベテランの森本君に明らかにしていただきたいのであります。

しかし、いま解任決議案の主人公になっております井原岸高君は、通信委員長に就任にあたって、まことに格調高い発言をして、私どもに公平かつ円滑な委員会運営をはかると公約されていたはずであります。その辺の委員長の心境について仄聞することなどあれば、お聞かせいただきたいのであります。(拍手)よく罪を憎んで人を憎まずとか申しますが、井原岸高君も人の子、おそろしく心情においてじくじたるものがあると考へるのは、私だけではないでしょう。こうした私の発想に立つと、どうも人間を信じ過ぎるかもしれませんが、井原岸高君が委員長解任に値する罪を犯したという事実は、どうも自民党という組織機構が人間性を失わせ、民主主義を根底において否定し、その公約を守ることをできなくするようないものがあるのかという疑問を持たざるを得ないのであります。(拍手)

四番目の質問は、今度の通信委員会における自民党の強行採決が、彼らにとつてどのような説明され得るのかということであり、私ども日本社会党が積極的であり、たしか、きのうまで政府・与党はしり込みをしていたはずであります。その辺の事情が逆転したような印象を、沖繩県民をはじめ多くの国民に与えるのではないかと思われますので、明快にしておいていただきたいのであります。社会党はじめ野党がすべて賛成で推進するような法案を、自民党はなぜ強行採決を単独で行なう必要があったのか、ちよつと説明がつかないのではないかと思います。そういう意味で、今度の通信委員会の一方的な強行採決は、で

たらめとあせりとかいうことはできませんが、どうも理由が明らかではありません。私は、詳細な点については調査中ではありますが、かつて、賛成法案の強行採決というものを聞いたことがありません。また、通信委員会における法案の強行採決というふうなものも知らないわけであり、このように重要なことがあったのかどうか、森本君に伺いたいのであります。

最後に、五番目の質問として、この沖繩県民の期待にこたへる法案を、いま問題となっているような状況の中で成立させることについて、沖繩の人々はどう受け取るだろうかという点であります。

残された三人の質問者の中には、わが党の二人の理事、森本、中井両委員が入っているものであります。当然、その最終審議の中で、本法案の補強なり修正なりの提案と、今後の取り扱いについて積極的な提案が予定されていたことと思ひますが、この機会に、沖繩県民をはじめ国民大多数に向かつて、日本社会党の本法案に対する態度を明らかにしていただきたいのであります。

以上五点につきまして、通信委員長井原岸高君解任決議案の趣旨弁明に関連をし、質問をいたすものであります。(拍手)

〔森本靖君登壇〕

○森本靖君 ただいまの武部文君の質問に対しましてお答えをいたします。

第一の御質問は、いまの自由民主党の暴挙を一体どう考へるかという問題でございます。むろん、われわれは、全く今日の自由民主党のこの暴挙といふものは、これはもう民主主義以前の問題であり、一党独裁的なやり方である。こういうことは、おそらく来年の七〇年の安保を控へましての自民党のいわゆる準備行動ではなからうか、それがためにあまりにも張り切り過ぎておる、こういうふうな考へますけれども、当通信委員会とはあまり関係のない事項でありますので、その点については、どなたか他の方から言われると思う

ので、私のほうからあえて答弁をいたしません。

しかし、第二番目の問題につきましては、これはきわめて重要な問題でございます。先ほど来、私が申し上げましたように、通信委員会におきまして今日一番重要な問題は、データ通信、さらに日本のテレビ、ラジオ、こういう放送の言論界をいかに保持していくかということがきわめて重要でございます。そういう観点から、すでに四年前に郵政大臣が諮問をいたしましたところの臨時放送関係法制調査会というものが答申を出しておるのでございます。しかるに、何ゆゑか、政府はこの答申を法案として国会に提出ができません。いまだにこの国会に提出ができません。

は何か問題があるかと思ひますけれども、本来ならば、現行の放送法については、これを改正いたしまして、そうして、その民主的な改正の上に基ついて、UHFあるいはFM放送の放送局の開設については免許するものが当然と思ひますけれども、現実には各地区に、あるいは東京、大阪、福岡、こういう各地方におきましてほとんどUHFテレビジョンあるいはFM放送というものが許可をせられておる。こういう点を考へてみますと、これもまた一九七〇年の安保問題を控へて、自由民主党並びに現在の政府が何とかして言論界を押さえていきたい、陰でやつたい、こういうやうなことがありはしないかと疑へる筋が多分にあるのでございます。こういう点については、私たちは十分に監視をし、今後も委員会を通じまして正常なる放送行政というものを行なうようにわれわれは追及をしてまいりたいと思へておる次第であります。

さらに、郵政省におきましても、郵政の合理化、あるいは電気通信事業におきましてもこの合理化、あらゆる合理化攻勢というものがこの通信行政にも起こつてきておるのであります。同時に、国民大衆諸君の迷惑はへとも思ふぬというふうな、今日非常にあふふいような通信行政が行なわれておるやに見受けられるのであります。か

ら、これまた、われわれは通信委員会を通じまして、これを国民大衆諸君のための通信行政や国民のための放送行政、そういう方向に懸命に持つてまいりたいと思へておる次第でございます。

第三番目に、委員長がなぜ強行採決をしたか、こういうことでございませうけれども、これは自由民主党の内部のことでございませうから、私もあまりつまびらかではございませうけれども、新聞で何か見ますと、強行採決をしたやうな委員長は二年置くといいふうなことを幹部が言つたといふやうなことも載つておりました。いずれにいたしましても、私は、こういう強行採決をしたといふことは、井原岸高君個人の考へ方ではないと思ひます。おそらく自由民主党のいゆる幹部諸君の命令によつて、いやいやながらやつた私は推察をいたします。そういういたしますならば、この通信委員長井原岸高君の心情はまことに察すべきものがあると思へておる次第でございます。

さらに、法案について、こういうことでありますけれども、この法案についての問題につきましては、私が先ほど申し上げたとおりでございます。この法案については、基本的に社会党は賛成でありますけれども、やはりわれわれは合法的に行なわなければなりません。若干でも法律上疑義がある問題については、とことんまで国会を通じてこれが審議をしなければならぬという考へ方に基づいて審議をいたしておりましたけれども、残念ながら、強行採決によつて打ち切られたという事情でございます。

以上、簡単な答弁にかゝる次第でございます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 三木喜夫君。

〔三木喜夫君登壇〕

○三木喜夫君 私は、日本社会党、公明党を代表して、ただいま提案されました通信委員長井原岸高君の解任決議案の趣旨説明に対して、若干の質問をいたします。

まず第一は、先日強行採決された法律案の持つ性格とその効果について、ぜひ質問せねばならないと思います。第二は、強行採決をいたしましたその経緯についてお伺いしたいのでございます。

この法律案、すなわち、沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案の趣旨は、端的に言いますと、戦前沖繩の同胞が郵便貯金十七万六千口、簡易保険で十七万二千口、郵便年金で千八百口を積み立てられており、戦後長い間凍結されたその代償として、五億円で内地の郵便会館と同様のものを建てて、無償で貸し付け、一つには郵便貯金の奨励、一つには簡易生命保険の思想を普及するといふもので、一種の沖繩住民に対する損害補償の意味と、沖繩と本土の一体化への一つの布石と見るのができるのではないかと、親善的に平和裏に実施しなければならぬもので、与野党は何ら対立すべき要素となるものがないのであります。にもかかわりませず、通信委員長はどのようにお考えになったのか、先日の通信委員会で強行採決をされ、今日の国会混乱の先べんをつけられ、野党の不信をますます深められたということは、まことに遺憾といわねばなりません。このことが沖繩におきまして同胞に知れますならば、本土国民に対する不信はもとより、この国会に対する沖繩県民の信用を失墜するのではないかと思ふのであります。いま、

国論を大きく動かしておりますところの沖繩の本土復帰というこの大事業も、こうしたアリの一穴、いや、こうした暴挙から、だんだんと好ましくないので行くのではないかとお考えをされるものでござります。また、この暴挙というものが、さきの質問者も申しましたように、議会上でまた本土との交渉上の大きな汚点になることを思ひますならば、私は、この通信委員長のとられた措置は、まことに遺憾のきわみでござります。森本委員のこの間に対する所信をとお伺い申し上げたいと思ひます。

第二は、去る二十八日の通信委員会の強行採決についての経緯をつぶさに御報告なさつたのであります。私は、この報告の中で、二つ質問をしたいと思ひます。

その一つは、このような強行採決は、もとをたせば、二十二日、二十三日、議会上で異例の七十二日という会期の大幅な延長に端を発し、連鎖反応を示すほど、私はどこかに狂いがあると思われるのですが、いかがですか。

そこで、あなたが御説明になりましたように、わが党としては真摯な気持ちをもちまして、この七十二日という異例の国会の会期延長に對しても、反省を求めざる意味におきまして、また国会の正常化のために、六項目を提案しております。

その一つは、定例日を守ることを、発言者全員に質問をさせること、五番目は、公聴会、参考人の意見を聞くこと、六番目は、強行採決を行なわな

いこと。六番目にこのようにはつきりと、通信委員会の理事会において森本委員は御説明になり、そうして熱意を込めてこのことを訴えられたよう

であります。にもかかわらず、口の根もかわかぬ瞬時にして、そのあとこういふような強行採決をやるといふようなことになるのは、一体理事会で話し合ったことがどのように皆さんに伝わり、どのように納得されるかということが非常に私は問題だと思ひます。

さらにまた、こうした約束をやつたことが破られるということならば、これからの議会運営、特に委員会での運営はどのようになるかということ

を、私は考えずにはおられません。したがいましめて、森本委員がこうした六項目を真摯に御提案になつたにもかかわらず、これが何ら自由民主党の諸君には聞き入れられなかつた。なぜこのようなことになつたかということについて、森本委員のお考えを聞かしていただきたいと思ひわけであり

ます。

よりまずと、二十八日の通信委員会は、最初、自民党から十分間ほど質問をさせてくれ、そして、そのあと中井委員が質問をするということになつておつたということを聞いております。にもかかわりませず、突如として変更し、質疑を打ち切り、強行採決をいたしました。このようなことは自民党の不信行為であり、今後の理事会におきまして、どのようなことをきめても信用できないのではないかとお伺いいたします。森本委員の連なるものであります。森本委員はこの点についてどのようにお考えになっておるか、お伺いをいたしたいと思ひわけであります。

第三は、森本委員は、電波、郵政、電気通信、放送等、国民サービスを中心として論議する通信委員会では、一筋として与野党一致で進むべきであり、このような衝突をする事態は遺憾千万であるといふことを言っておられます。特に森本委員は、十数年一度も強行採決が行なわれたことがないこのような委員会の円満な運営に尽力をされたきた人として、今日このような事態を起したことにつきましては断腸の思いがすると言っておられますが、私もそのように思ひます。それだけに、私は委員長としての責任は重大であつたと思ひます。中井委員も、この通信委員会の運営はまことにいい運営のしかたであり、よい慣行であるといふことを言われ、公明党の中野委員も、全党一致の法律案だつたのに、井原委員長はりっぱな人であるにもかかわらず、このようなことを表明されておつたのはまことに遺憾だということを表明されておられます。森本委員は、この事態の原因をどのように把握されておられますか、また、今後委員会をスムーズな運営に戻すにはどうすればいいとお考えになっておられますか、お伺いをいたしたいと思ひます。

第四にお伺いしたいことは、今国会の一連の紛争は残念でありませんが、議会制民主主義

を多数党の横暴で踏みにじらうという自由民主党のやり方の中に、議会制民主主義の危機が大きく迫つてまいつておると思ひわけでありまして、共産党の田代君は、自民党にあらざれば人にあらざるというように思ひ上がったやうな方は、自民党の足もとを今後くずすだけであつて、議会制民主主義の自殺に連なるといふことを言っておられましたが、委員会では私にこのことを聞きまして、まことにそのとおりだといふことを思ひざるを得ません。

○副議長(小平久雄君) 三木君、時間ですから、結論を急いでください。

○三木喜夫君(統) 議会制民主主義を守るという原則に立ち返つて、この原則の上に立つて、森本委員のひとつ真摯な、しかも、質問に対するところの懇切な御答弁をお願い申し上げまして、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

○森本靖君(登壇) 三木議員の御質問に對しましてお答えをいたします。

まず、この沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案、これは政府が出しました法案の名前でござりますけれども、このいわゆる法案の審議について、いろいろの問題があつたではないか、こういうお話でござりますけれども、先ほど私が説明をいたしましたように、これにつきましては、社会党としても基本的には賛成でありますけれども、この見舞い金を日本の貯金法、簡易生命保険法において支払うというところについては、多分に疑義がある。さらに、この三億三千九百四十二万三千円という見舞い金は、沖繩の郵便貯金の預入者に直接渡るのであるから、その琉球政府が、そこから先、どこへ使おうとかわつてござります。だから、そういう点については、われわれは、日本政府から琉球政府にこの見舞い金を渡す場合にはつきりしておいて

もらいたい。そうでなければ、せっかく日本の郵便貯金特別会計、すなわち、日本の国民の郵便貯金の預入者のお金を、どこへ行くかわからぬというふうな形においては、これは非常に問題がある。こういう点については、場合によっては附帯決議をつけなければならぬのではないかと、この点も考えておたのでございます。ところが、そういうことは馬耳東風で、強行採決をいたしたのでございますから、これはまことに、この郵便貯金のいわゆる旧預入者、払い戻しを受ける方については、残念であったことであらうと思つておるでございます。

さらに、簡易生命保険の、このいわゆる見舞い金七千四百七十一万一千円につきましても同様でございます。簡易生命保険の加入者にこれは渡すというところではございませぬ。琉球政府に日本政府が渡すということになりますから、そこから先の保証はございませぬ。これも、できるならばやはり委員会を通じて明らかにして、さらに満場一致で附帯決議をつけて、政府にそれを要望するというのが最も妥当な意見でございます。さらに、現在沖縄には簡易生命保険というものがございませぬ。ところが、先ほど私が読み上げましたように、この法律の名前は沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置——簡易生命保険がないところに、一体何で簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備を設置しなければならぬか。そういう金があるとするならば、沖縄では幾らでも金は必要でございます。その他にいろいろのことがございませぬ。簡易生命保険がないのに、その簡易生命保険の普及に必要なことと金を出すと、いうことについても、これまた非常に疑問がございませぬ。

だいま申し上げましたように、残念ながら、強行採決ということではこれは葬り去られたということでありませぬ。返す返すも、私はこういう強行採決は残念でございますと考へておる次第でございます。

次に、何でもそれならそういう満場一致の法案を強行採決したかという御質問でございます。けれども、これもまた自由民主党の内部のことでございます。私も、おそろく、これは自由民主党の国会対策の最高命令によつてなされたと思つておるものであります。それはなぜかといふことは、今日まで自由民主党は、強行採決というならば必ず重要法案から強行採決をしてきておたのでございませぬ。ところが今度は、七十二日も会期を延長した、またさう国会議員が金堀火来で選挙区に帰つては困る、こゝろあたりで自由民主党の内部の引き締めをやらぬとがたがて何ともならぬ、そう考へまして、とにかくやりやうとするところの、いわゆる満場一致の賛成法案でも何でもいから、そこからとにかく強行採決をして、最後には重要法案を強行採決しようという自由民主党の腹ではなからうかと考へるのでございませぬ。あるいはまた、佐藤さんが四選をせられるか、あるいはまた、佐藤さんがやめたあととはどなたがなるかということについては、いろいろ新聞で報道せられておりますけれども、そういう内部の争いがえてして起こりますと、弱い者は外に對して強がりを言うものでございませぬ。(拍手) そういうふうな点では私は今回の強行採決に非常に影響してきているのではないかと存する次第でございますけれども、他党のことと考へますから、つまびらかではございませぬ。(拍手)

さらに、先ほど答弁いたしましたように、六つの問題を私たちは理事会で要求をいたしました。理事会で要求をいたしましたけれども、ただいま申し上げましたように、自由民主党の国対の最高命令に従つております自民党の理事の方々あるいは委員長さんも、馬耳東風でございます。全く聞く耳を持たぬという態度でございます。これはまことに残念でございます。さらに、今後のこういうふうな運営をどうか、こういう点でございませぬけれども、今後こういうふうな委員会運営をやるといふことは、私は委員会の自殺行為であると思つておるのであります。もし、こういうことがたびたび行なわれるとするならば、これはもはや自由民主党の一大独裁でございます。できるならば、早期に国会を解散して信を国民に問うべきでございます。(拍手) それもよりやらない。会期を七十二日延長して、重要法案だけは通してはおかむり、そうして国会解散がこわい、これが自由民主党の諸君の考へ方ではなからうかと思つておるでございます。(拍手)

そういう点から考へますと、今回のいわゆる委員会におきます相次ぐ強行採決ということも、ある程度うなずけますけれども、先ほどごとなたか言いましたように、おこる者は久しからず、いずれ、こういうことを繰り返しております保守政の自由民主党につきましては、これは滅亡の時期が来るであらうと思つております。自由民主党さうなら、日本社会党さんには、ということになりかねないと思つておるでございます。(拍手)

以上、簡単ながら、御答弁にかえます。(拍手)

質疑終局の動議(國田直君外二十六名提出)
○副議長(小平久雄君) 國田直君外二十六名から、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕
○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。
〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕	
○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——閉鎖。	
〔議場閉鎖〕	
○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。	
〔参事投票を計算〕	
○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。	
〔事務総長報告〕	
投票総数 三百五十九	二百六
可とする者(白票)	
〔拍手〕	
否とする者(青票)	
〔拍手〕	
○副議長(小平久雄君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。	
國田直君外二十六名提出質疑終局の動議を可とする議員の氏名	
安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤澤 正道君
秋田 大助君	天野 光晴君
荒木萬壽夫君	有田 喜一君
井出一太郎君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	石田 博英君
一萬田尚登君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
白井 莊一君	浦野 幸男君
遠藤 三郎君	小川 半次君
小澤 太郎君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大石 武一君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君

大野 市郎君	大橋 武夫君	田中 龍夫君	田中 正巳君	笑輪 登君	水田三喜男君	島本 虎三君	下平 正一君
大平 正芳君	大村 襄治君	田村 元君	田村 良平君	淡 徹郎君	村上 勇君	田中 武夫君	田邊 誠君
岡崎 英城君	岡本 茂君	高橋 英吉君	高橋清一郎君	村上信二郎君	毛利 松平君	田原 春次君	多賀谷眞稔君
奥野 誠亮君	加藤常太郎君	竹内 黎一君	竹下 登君	栗山 秀君	森下 國雄君	高田 富之君	武部 文君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君	谷垣 專一君	谷川 和穂君	森田重次郎君	森山 欽司君	榎 兼次郎君	千葉 佳男君
賀屋 興宣君	鏡治 良作君	中馬 辰猪君	塚田 徹君	八木 徹雄君	山口喜久一郎君	堂森 芳夫君	内藤 良平君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君	塚原 俊郎君	坪川 信三君	山口シヅエ君	山口 敏夫君	中井德次郎君	中澤 茂一君
金子 信君	金子 一平君	渡海元三郎君	登坂重次郎君	山下 元利君	山田 久就君	中谷 鉄也君	中村 重光君
金子 岩三君	上林山榮吉君	床次 德二君	中尾 榮一君	山中 貞則君	山田 新治郎君	永井勝次郎君	橋崎弥之助君
神田 博君	龜岡 高夫君	中垣 國男君	中川 一郎君	早稲田柳右馬君	渡辺 榮一君	成田 知巳君	西風 勲君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君	中會根康弘君	中村 梅吉君	渡辺 肇君	關谷 勝利君	野口 忠夫君	野間千代三君
飯谷 忠男君	川野 芳滿君	中村 寅太君	中村 庸一郎君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	長谷川正三君	畑 和君
木野 晴夫君	木部 佳昭君	中山 榮一君	中山 マサ君	阿部 助哉君	赤路 友藏君	華山 親義君	浜田 光人君
木村 武雄君	木村 俊夫君	永田 亮一君	灘尾 弘吉君	阿部 悠藏君	井岡 大治君	原 茂君	平岡忠次郎君
菊池 義郎君	北澤 直吉君	南條 德男君	二階堂 進君	淡谷 悠藏君	井岡 大治君	平林 剛君	平等 文成君
吉川 久衛君	久野 忠治君	丹羽 久章君	丹羽 喬四郎君	井上 泉君	井上 普方君	広沢 賢一君	広瀬 秀吉君
久保田次君	久保田藤磨君	久保田 兵助君	西岡 武夫君	伊賀 定盛君	石川 浩三君	福岡 義登君	古川 喜一君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君	西村 英一君	西村 直己君	石川 次夫君	石野 久男君	福積 七郎君	細谷 治嘉君
倉成 正君	藏内 修治君	根本龍太郎君	野田 卯一君	石橋 政嗣君	板村 正吾君	松本 七郎君	三木 喜夫君
黒金 泰美君	小坂善太郎君	野原 正勝君	羽田武嗣郎君	江田 三郎君	枝村 要作君	三宅 正一君	美濃 政市君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君	葉梨 信行君	橋本登美三郎君	小川 三男君	大出 俊君	武藤 山治君	村山 喜一君
小山 長規君	小山 省二君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君	大柴 滋夫君	大原 亨君	森 義親君	森本 靖君
河野 洋平君	河本 敏夫君	長谷川 峻君	八田 貞義君	太田 一夫君	岡田 利春君	八百板 正君	八木 一男君
佐々木秀世君	佐々木義武君	濱野 清吾君	早川 崇君	岡田 春夫君	岡本 隆一君	安井 昇君	矢尾喜三郎君
佐藤 文生君	佐藤洋之助君	原田 憲君	廣川シズエ君	加藤 清二君	加藤 万吉君	山内 吉典君	柳田 秀一君
齋藤 邦吉君	斎藤 寿夫君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君	勝澤 芳雄君	勝岡田清一君	山中 広君	山口 鶴男君
坂田 道太君	坂本三十三次君	福永 健司君	藤田 一君	角屋堅次郎君	金丸 徳重君	山崎 始男君	山田 耻男君
櫻内 義雄君	笹山茂太郎君	藤枝 泉介君	藤井 勝志君	神近 市子君	唐橋 東君	山中 吾郎君	山花 秀雄君
四宮 久吉君	志賀健次郎君	藤田 義光君	藤尾 正行君	川崎 寛治君	川村 継義君	山本 幸一君	山本 政弘君
始岡 伊平君	椎名悦三郎君	船田 中君	古内 広雄君	河上 民雄君	河野 正君	山本弥之助君	米内山義一郎君
塩川正十郎君	塩谷 一夫君	坊 秀男君	細田 吉藏君	木原 実君	北山 愛郎君	米田 東吾君	依田 圭五君
重政 誠之君	篠田 弘作君	堀川 恭平君	前尾繁三郎君	久保 三郎君	小林 信一君	渡辺 惣蔵君	渡辺 芳男君
正示啓次郎君	進藤 一馬君	益谷 秀次君	増岡 博之君	兒玉 末男君	後藤 俊男君	折小野良一君	岡澤 完治君
菅波 茂君	鈴木 善幸君	増田甲子七君	松浦周太郎君	河野 密君	神門至馬夫君	田畑 金光君	神田 大作君
砂田 重民君	砂原 格君	松澤 雄藏君	松田竹千代君	佐野 憲治君	佐野 進君	玉置 一徳君	竹本 孫一君
瀬戸山三男君	園田 直君	松野 幸泰君	三池 信君	齊藤 正男君	阪上安太郎君	西村 榮一君	中村 時雄君
田川 誠一君	田澤 吉郎君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	實川 清之君	島上善五郎君	浅井 美幸君	本島百合子君
田中伊三次君	田中 角榮君						有島 重武君

否とする議員の氏名

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 通信委員長井原岸高君解任決議案

伊藤惣助丸君 石田幸四郎君
小川新一郎君 大野 潔君
大橋 敏雄君 近江巳記夫君
岡本 富夫君 沖本 泰幸君
北側 義一君 小濱 新次君
斎藤 実君 鈴切 康雄君
田中 昭二君 竹入 義勝君
中野 明君 広沢 直樹君
伏木 和雄君 正木 良明君
松本 忠助君 矢野 絢也君
山田 太郎君 田代 文久君
谷口善太郎君 林 百郎君
松本 善明君

○副議長(小平久雄君) 討論の通告があります。
順次これを許します。小淵恵三君。

〔小淵恵三君登壇〕

○小淵恵三君 私は、自由民主党を代表して、社会、公明両党の共同提案にかかる通信委員長井原岸高君に対する解任決議案に対し、反対の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

およそ国会は、国民の代表として、国家の繁栄と国民の権利を守るために、真理の追求を求めて論議を尽くすべきであります。そこには、おのずから常識とルールのあることは言をまちません。しかるに、社会党、公明党は、諸議案に反対せんがために、いたずらに審議を引き延ばしたり、非合法な手段をもって審議を妨害したり、また、ときには、みずから審議の権利を放棄するなど、党利党略のために国会を混乱におとし入れることを目的としているとき態度がしばしば見受けられることは、厳肅にして崇高であるべき国会の権威を失墜させるものであり、まことに憂慮にたえないところであります。(拍手)

ただいま提案された通信委員長井原岸高君に対する解任決議案のごときは、まさにその顕著な例であります。(拍手)すなわち、昨五月二十八日に

行なわれた通信委員会の採決は、合法的な手続と議会政治のルールに従って行なわれたものであり、何を理由として解任を求めなければならぬか、理解に苦しむところであり、通信委員会において採決された議案は、すでに各党の賛同が十分尽くされ、野党だけでも四時間余にわたる質問が行なわれたこと、また、三週間前に、採決するといふことが各党間で約束されていたところであり、ましてや、本日の通信委員会において、社会党から提案された井原委員長の不信任案は否決され、井原委員長は当該委員会においてすら、本日先ほど信任されたばかりであります。にもかかわらず、社会、公明両党は、ここに解任決議案を提出するとは、まさに党利党略そのものであります。(拍手)

そもそも委員長は、当該委員会に付託された議案については、その可否をきめるために審議の促進をはかることは当然の責務であり、常識を逸脱した態度には責任と権限によって英断をもって臨むべきはこれまた当然であります。(拍手)井原岸高君は長年国会議員として活躍し、この間、国会、政府の要職を歴任、その人格、識見ともにすぐれ、国政に精通しているりっぱな議員であります。

私は、ここに通信委員長井原岸高君を強く信任するものであり、解任決議案に対し絶対反対するとともに、社会、公明両党に猛省を促して、反対の討論を終わります。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 中井徳次郎君。

〔中井徳次郎君登壇〕

○中井徳次郎君 私は、日本社会党を代表いたしまして、ただいま提案されました井原通信委員長解任決議案に対し賛成の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

ただいま提案者の趣旨説明が行なわれ、それに対する質疑を通じて明らかにされましたように、井原委員長は、昨五月二十八日の通信委員会

において公党間の約束を破り、議会制民主主義の円滑なる運営を否定し、国会の規則も慣行も慣例も無視する一方的な採決を強行いたし、そうして何ら反省の色を示していないのであります。先ほどの小淵君の話のごとき、国会は常識の府であるし、そうして法規によって運営されるというならば、そのことばそのものを私はそのまま返上いたしたい。(拍手)これがいまの委員長の態度でありました。これまで議会制民主主義を守ることがわが国の民主的諸制度の基本であるというのが私の基本的な認識でありまして、理事会、委員会を通じてその正常な運営に努力をし、社会党として井原委員長に最大限の協力を惜しまずやっていますのであります。その中で、国民生活や国の将来に關する重要案件につきましては、私情にこだわらず慎重審議を尽くし、その問題点を究明することと任務なりと心得まして、その職責に殉じてまいりましたのであります。

御承知のとおり、昨二十八日においても、委員会の開会は定例日でありましたから、理事会で話し合いを行ないました。沖繩の郵政関係の法案の審議のあり方を相談したのであります。その中で、いまの国会は七十二日間も延長される。この法案には社会党は基本的には必ずしも反対ではありませんが、問題がかなり多いのであります。すなわち、この沖繩の郵便貯金の対策といたしましては、大体樺太の郵便貯金との関係、朝鮮総督府との関係、台湾との関係あるいは軍事郵便との関係、そういうものをまず正していかなければなりませんし、それからこの郵便貯金は、残念ながら、沖繩は私どもに施政権が現在のところまでありませんから、これは終戦と同時に凍結された郵便貯金であります。したがって、この返還もどいう形で行うか、政府の案によりますと、大体利子は六分といまして、二十四年間はつておいたから、計算をしたら大体三倍になる、それに対して二倍はかりの見舞い金を出して、合計、もとの預金に対して五倍程度の実質的な支払いをす

る、そういう案であります。はたして、そんなことでいいのであるかどうか。終戦後、あの戦いに敗れて悲惨な生活をいたしました沖繩の百万の島民に対して、これは為替レートからいえば三百六十倍すべきものである。郵便はがきはその当時一銭五厘、いまそれが七円になっておるではありませんか。手紙が三銭のものが、いま十五円であります。郵政省といまして、現在の沖繩のあの施政権のない人たちの切実なる要求に対して、わずか五倍ばかりでいいのかどうか。少なくとも、百倍程度のものにして返してはどうだというふうな基本的な問題がたぐさん横たわっているものであります。しかも、そのことに対して、この関連法案の中には、郵政会館を建てるとかあるいは住宅建設に対して三十億の貸し付け金をやるというのがありますけれども、肝心の貯金者に対しては幾ら払うかというのは、私どもの他の議員が質問して、初めてそれは大体五倍ですなどというのであります。法的な措置はないのであります。先ほど私どもの森本君の説明で、その出し方について、貯金特別会計からやるかあるいは一般会計からやるかという議論があるが、その前に、そういうものを支払うところの基本的な法的措置はない、ただ予算を通してただけというわけであり、ただ予算を通してただけというわけであり、厳格に言いますと、沖繩と私どもの話し合いは、まあ沖繩県でありますから、私はそこまでは言わなかつたけれども、また、質問をしようとは思わなかつたけれども言わざるを得ないのだが、大体これは条文、条約でやるのか、法律でやるのかというふうな基本問題さえ私はあると思うのです。しかし、二、三年たてば返つてくるというふうな情勢でありますから、そこまでは聞かなくても、先ほど言いましたような基本的な原則の立場だけは尋ねていかなければならぬ。私の質問が一回もない。一回もないのであります。また、先ほどからるる答弁に立たれました森本君の質問もない。こういうことでござります。したがって、私は、七十五日も——七十二日

○副議長（小平久雄君） 中井君、時間ですから、結論を急いでください。

○中井徳次郎君(統)　そうして私に對しましては、私に對しましては——これからが重要だ。きょうも定例日でありますから、きょう私に質問をしてくれと、こう言つたわけである。それで私が、きょうしましよと言つた。きょうしましよと言つた。そうして、理事会の話し合いが十分ばかりやつて、上林山榮吉君という大先輩が閨連質問に立たれて、それもほくらくも、もういいかげんにやめてくれと言つて、やめてもらつて、それじゃ、きょうやろうといつて、これで終わりだといふとたんに質疑打ち切り。これは一体どういふことですか。私は、社会党を代表した理事として、こゝいう目にあつて、そうしてそのまま黙つておるわけにはいかない。(拍手)そういうことであります。事実はそういうことであります。

そこで、こういうふうな、まあ、べてん師というか、うそつきというか、こういうことを自民党と社会党の間で、与党と野党第一党との間でやるということになれば、これはもう法規、慣行どころか、与党自民党が多数を頼む形で押し通そうとする形、こういうことは議会主義の基本の面から

〔拍手〕

○副議長（小平久雄君） 中井君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○中井徳次郎君(統)　もう少し——そこで、特に私が申し上げたいことは、それはこれまでの強行採決では、乱闘国会という異名で知られるようなないささか物理的衝突も、率直に言つてあったわけでありました。しかし、昨日の状況は暴力的行為もなく、まさに正常でありました。何とも判断のしようにありません。国会が言論の府であり、話し合いの場であるという国会の機能そのものを失つたのがきのうの委員会でありました。こんなことで正常な審議を期待することは今後ともできませんし、とうてい国民の信頼にこたえることができません。

ませんので、私も、その責任者であります。委員長の解任の手続をしたわけであります。こういうことは、長きにわたる自民党の政権と、そうして権力を多数党独裁の形で見せかけたわけであります。いま現在の議会は議会制民主主義の空洞化、議会政治の悲劇というものであります。どうぞ……（中井さん、時間が来たよ」と呼ぶ者あり）もうすぐ済みます。すぐ済みます。議会がこういうふうな形でありますというのと、最近の議会の運営を見ておりましても、行政権優位の中で、政府の提出法案の投票機械のようにいまの議会はなっているでしょう。私はそういうことを思っていますので……

○副議長（小平久雄君） 中井君、制限時間が切れましたから、発言をおやめください。

○中井徳次郎君(続) そうなりましたら、もう国
会は相互信頼はないのでありますから、一刻も
早くやっぱり解散をして、人間の入れかえをやっ
て、立ち直りをはかる以外にない、そういうふう
に思います。(拍手)

そのことを強く期待をいたしまして、まだまだ
たくさん言いたいですが、その程度にいたして、私の

〔樋上新一君登壇〕

○樋上新一君 私は、公明党を代表いたしましたし、
て、ただいま提案されました通信常任委員長井原
岸高君に対する解任決議案に賛成の討論を行なわ
んとするものであります。(拍手)

本来私は性格温厚でありまして、人の非を人の前で鳴らして批判するがごとき、人が人を裁くというようなことは好むところではありません。したがって、できることなら解任決議案に賛成しなくても済む理由がありはしないかと、常日ごろの井原君の言動を思い返し思索を重ねてきましたが、まことに残念ながら見つけることができませんでしたのであります。（拍手）私はほんとうに残念なことであります。

むしろそれよりも、あのいまわしい悲惨なる原子爆弾の洗礼を受け、敗戦の苦悩の中に国民が血と涙で築き上げ、やっとかち得ました民主主義が破壊され、国民を再び不幸のどん底へ突き落として国民に申しわけない、どんなことがあつても民主主義を守つていかなければならないと思ひますがゆえに、どうしても泣いても馬説を切らざるを得なかつた諸葛孔明と同じ心境に立ちまして、こ

ここに賛成討論をいたすものであります。(拍手)
すなわち、フイヒテのことばに「傲慢は常に破滅の一手手前であられる」というのがあります。が、政府・自民党の政治姿勢は、全くこのことばどおりではないでしょうか。最近、特に国鉄運賃、総定員法、定年制及び会期延長等に見られる、話し合いを拒否し、多数暴力によって専制を事とする強行採決の連続は、まさに言論の自由を奪うものであり、憲法をじゅうりんした極端な国会軽視のあらわれではありませんでしょうか。特に、七十二日間という超大幅な会期延長の決定にあたっては、議院運営委員会では、この提案理由の説明の明確でないままに強行採決したことは、全く前例のない異常な状態であり、国政史上一大汚

さらに許しがたいことは、自民党総裁である佐

藤総理は、寛容と調和を国民に對し力説されているのでありますが、与党なる自民党が率先してこれを破つてゐるのはどういふことでありましょうか。もし佐藤総理がこれを指導してゐるとするならば、その政治責任はきわめて重大であります。言うまでもなく、国会とは審議の場所であり、話し合ひの場なのでございます。それを拒否し、問答無用の国会運営は、一党独裁のファッショであり、暗黒政治の再現であります。(拍手)このことは、国民の政治不信を増長し、国権の最高機関としての權威を失墜させ、国会不要論の台頭の危機すら招くものであり、政府・自民党の責任は、おおうべくもなく明白であります。今日の人間疎外、人間砂漠の現状を見ると、積極的に科学を指導し、人間回復につとめるリーダーシップをとるものこそ政治であります。しかるに、政府・自民党は、あるときには口に人間性をうたい、寛容と調和などとそらざらしいうわごとを並べながら、現実には人間否定の力の政治を強行するということは、はなはだしい自己矛盾であり、議會否定であります。

このような自由民主党の思ひ上がった強硬姿勢に對し、井原委員長はいかに自民黨員とはいへ、井原君は良識とデモクラシーを守る人として私は尊敬しておりましたので、この自民党の暴挙に對し、き然として拒否されるであらうと心ひそかに期待いたしましたのでありますが、かかる事態になりましたことは、私の意外とするところでございました。本来、沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案は、全会一致で賛成できるものであり、審議を尽くし、さらに充実した内容への努力を積むべきものでありまして、何ら強行採決を要する法案でなかつたではないでしょうか。

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 通信委員長井原岸高君解任決議案

しかも、ここで特に強調したいことは、私ども公明党は、会期延長の暴挙にもかかわらず、怒りを押え、じつとがまんして審議を充実し、国会正常化への話し合いをするために本委員会と懇談をしている最中でございました。私たちが、忍の一字で議会制民主主義を守るため、自民党の横暴に対し、その反省を求める説得をしていたのであります。ところが、思ひ上がった自民党は、かさにかかって強行採決を指示し、井原君はあえてその暴挙のお先棒をかついたのであります。なぜかかる態度をとられたのか、いまだに不明であります。私はわからない。常日ごろの井原君の決然とした言動から考え、とうてい信じられないことではあります。あるいは当時一時的な心神耗弱の状態にあったのかとすら思つたくらいであります。が、決してそうではありません。(拍手)井原君は不覚にも横暴をまゐる自民党の圧力に屈し、かかる不祥事を惹起したのでございまして、もはや弁護の余地はないのであります。

中でも、私が非常に残念に思うことは、井原君は自由民主党議員として当選五回、農林政務次官、防衛政務次官、さらに法務政務次官を歴任し、次回の内閣改造期には大臣就任間違いないと評価されている経験豊かな政治家であるにもかかわらず、何に血迷われたのか、委員長職権を乱用して議事運営のルールをみずから破壊した。これは井原君の将来に一大汚点を残したものと、返す返すも私は残念でならない。委員長は、各党より選出された委員によつて正常に進行させるために国会役員として全力を尽くしていく立場、すなわち中立、平等の立場にあるのは自明のことです。少数意見を閉塞せしめて、委員会の質疑を国民の前に明らかにすべき責任を有するものではございませんか。

○副議長(小平久雄君) 樋上君、時間ですから、結論を急いでください。

○樋上新一君(統) それが与党のみに偏重して、政府・自民党の言うなりになり下がり、国会の権

威をみずから傷つけ、議会制民主主義を破壊したことは、もはや委員長としての立場を忘れたものであり、委員長の資格をみずから放棄したものと私は断ずるものであります。(拍手)しかも、通信委員会といえは、十六常任委員会の中でも最も良識の委員会といわれ、国会審議の範を示してきた委員会であり、かかる誇りある委員会の権威を失墜させ、国会混乱を助長したことは、歴代通信委員長に対する冒瀆であり、かつ最も低級にして悪質な所業であると断ずるものであります。

(拍手)

○副議長(小平久雄君) 樋上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○樋上新一君(統) 古人いわく、「小人玉を抱いて罪あり」とはこのこととあります。井原君は、もし委員長でなかりせば、かかる不名誉なこともなかったのですが、たまたま委員長という名誉ある責任ある立場のために、この委員会の名誉を傷つけ、国会の品位を下げたのであります。その張本人である井原君は、もはや委員長たる資格はなく、みずからの暴挙もろまいを恥じ、いさぎよく退陣することを決意すべきであります。

国民は、こうした国会運営の実態を見て、はたして何を感じているのでありましょうか。国民をして深い失望と一そりの政治不信へかり立てたのは間違いない事実であると思ふのであります。これひとえに、井原委員長の委員会運営の無能と人間性欠除を立証する以外の何ものでもない私は申し上げたいのであります。

○副議長(小平久雄君) 樋上君、制限時間が過ぎましたから、発言を終わってください。

○樋上新一君(統) 言ひまでもなく、十分なる論議を重ねるのが当該委員会の使命であります。にもかかわらず、委員長の職責は党派を越えた立場にあることを忘れ、いたすらに政府・与党の意を受けて党利党略のみに心を奪われ、国民を無視する姿勢をとり続けたことは、みずから委員長の職責を傷つけ、かつまた、委員会の品位をそこねたものと断ずるものであります。

のと断ずるものであります。

委員長は飾りものではありません。ロボットのようない自主性なき行動と国民を冷めた冷酷な行動に対して、井原岸高君は委員長として全く不適任であると考へるのであります。したがって、重ねて、井原委員長はすみやかにその責任をとつて退陣することが筋であり、提案者の指摘はまことに当を得たものであり、その趣旨に強く賛同するものであります。

以上をもつて私の討論を終わるものであります。(拍手)

討論終局の動議(國田直君外二十六名提出)

○副議長(小平久雄君) 國田直君外二十六名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。

〔「まだある」と呼ぶ者あり〕

〔投票継続〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百五十一

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、討論は終局するに決しました。(拍手)

國田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	青木 正久君
赤澤 正道君	秋田 大助君
天野 光晴君	荒木萬壽夫君
有田 喜一君	井出一太郎君
井原 岸高君	伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君	池田 清志君
石田 博英君	一萬田尚登君
稻村左近四郎君	宇野 宗佑君
上村千一郎君	白井 莊一君
浦野 幸男君	江崎 真澄君
遠藤 三郎君	小川 半次君
小澤 太一郎君	小沢 辰男君
小淵 恵三君	大石 八治君
大石 武一君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 市郎君
大橋 武夫君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君
奥野 誠亮君	加藤常太郎君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君
賀屋 興宣君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君
金丸 信君	金子 一平君
金子 岩三君	上林山榮吉君
亀岡 高夫君	亀山 孝一君
嶋田 宗一君	飯谷 忠男君
川島正次郎君	川野 芳満君

木野 晴夫君	木部 佳昭君	丹羽 喬四郎君	丹羽 兵助君	石川 次夫君	石野 久男君	古川 喜一君	帆足 計君
木村 武雄君	菊池 義郎君	西岡 武夫君	西村 英一君	石橋 政嗣君	板川 正吾君	穂積 七郎君	細谷 治嘉君
北澤 直吉君	吉川 久衛君	野田 直己君	根本龍太郎君	江田 三郎君	枝村 要作君	堀 昌雄君	三木 喜夫君
久野 忠治君	久保田四次君	野田 卯一君	野原 正勝君	小川 三男君	大出 俊君	三宅 正一君	美濃 政市君
久保田藤磨君	熊谷 義雄君	羽田武嗣郎君	橋本登美三郎君	大原 亨君	岡田 利春君	武藤 山治君	村山 喜一君
倉成 正君	藏内 修治君	橋本龍太郎君	長谷川四郎君	岡田 隆一君	岡田 春夫君	森 義視君	森本 靖君
黒金 泰美君	小峯 柳多君	橋本龍太郎君	濱野 清吾君	岡本 隆一君	加藤 清二君	八百板 正君	八木 一男君
小宮山重四郎君	小山 長規君	長谷川 峻君	原田 憲君	加藤 万吉君	勝澤 芳雄君	八百板 正君	矢尾喜三郎君
河本 敏夫君	河野 洋平君	早川 崇君	廣瀬 正雄君	勝岡田清一君	角屋堅次郎君	安井 昇君	柳田 秀一君
佐々木義武君	佐々木秀世君	福家 俊一君	福田 健司君	金丸 徳重君	神近 市子君	山内 広君	山口 鶴男君
齋藤 邦吉君	佐藤 文生君	福田 一君	藤永 健司君	川村 継義君	川崎 寛治君	山崎 始男君	山田 耻目君
坂田 道太君	坂村 吉正君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君	河野 正君	河上 民雄君	山中 吾郎君	山花 秀雄君
坂本三十次君	櫻内 義雄君	藤波 孝生君	藤田 義光君	北山 愛郎君	木原 実君	山本 政弘君	山本弥之助君
笹山茂太郎君	四宮 久吉君	古内 広雄君	船田 中君	久保田鶴松君	久保 三郎君	米内山義一郎君	米田 東吾君
志賀健次郎君	始関 伊平君	細田 吉蔵君	堀川 恭平君	小林 信一君	黒田 寿男君	依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
椎名悦三郎君	塩川正十郎君	本名 武君	益谷 秀次君	後藤 俊男君	河野 密君	河野 密君	池田 禎治君
塩谷 一夫君	重政 誠之君	増岡 博之君	増田甲子七君	神門至馬夫君	佐々栄三郎君	折小野良一君	岡澤 完治君
篠田 弘作君	正示啓次郎君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君	佐野 憲治君	佐野 進君	内海 清君	神田 大作君
進藤 一馬君	菅波 茂君	松田竹千代君	松野 幸泰君	齊藤 正男君	阪上安太郎君	河村 勝君	田畑 金光君
鈴木 善幸君	砂田 重民君	松野 頼三君	三池 信君	實川 清之君	島上善五郎君	竹本 孫一君	中村 時雄君
砂原 格君	瀬戸山三男君	三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君	島本 虎三君	下平 正一君	門司 亮君	本島百合子君
園田 直君	田川 誠一君	箕輪 登君	水田三喜男君	田中 武夫君	田邊 誠君	吉田 榮造君	吉田 久之君
田澤 吉郎君	田中伊三次君	湊 徹郎君	村上 勇君	田原 春次君	多賀谷眞穂君	石田幸四郎君	伊藤惣助丸君
田中 角榮君	田中 龍夫君	村山 達雄君	毛利 松平君	高田 富之君	武部 文君	大野 潔君	小川新一郎君
田村 良平君	田村 元君	栗山 秀君	森田重次郎君	橋 兼次郎君	千葉 佳男君	近江巳記夫君	岡本 富夫君
竹内 黎一君	竹下 登君	森山 欽司君	八木 徹雄君	堂森 芳夫君	内藤 良平君	沖本 泰幸君	北側 義一君
谷垣 專一君	谷川 和雄君	山口 敏夫君	山下 元利君	中井徳次郎君	中澤 茂一君	小濱 新次君	斎藤 実君
塚田 徹君	塚原 俊郎君	山田 久就君	山中 貞則君	中嶋 英夫君	中谷 鉄也君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
坪川 信三君	渡海元三郎君	山村新治郎君	早稲田柳右門君	橋崎弥之助君	永井勝次郎君	竹入 義勝君	中野 明君
登坂重次郎君	床次 徳二君	渡辺 栄一君	渡辺 肇君	西風 勲君	成田 知巳君	樋上 新一君	広沢 直樹君
内藤 隆君	中尾 栄一君	渡辺美智雄君	渡辺 肇君	野間千代三君	野口 忠夫君	伏木 和雄君	正木 良明君
中垣 國男君	中川 一郎君	安宅 常彦君	阿部 昭吾君	畑 和君	長谷川正三君	松本 忠助君	矢野 絢也君
中村 寅太君	中村庸一郎君	阿部 助哉君	赤路 友蔵君	浜田 光人君	華山 親義君	山田 太郎君	渡部 一郎君
中山 榮一君	中山 マサ君	淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	平岡忠次郎君	原 茂君	田代 文久君	谷口善太郎君
灘尾 弘吉君	南條 徳男君	井上 泉君	井上 普方君	平等 文成君	平林 剛君	林 百郎君	松本 善明君
二階堂 進君	丹羽 久章君	伊賀 定盛君	猪俣 浩三君	広瀬 秀吉君	福岡 義登君		

否とする議員の氏名

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 通信委員長井原岸高君解任決議案

九八二

○副議長(小平久雄君) 通信委員長井原岸高君解任決議案につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本決議案に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○副議長(小平久雄君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開閉。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○副議長(小平久雄君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○副議長(小平久雄君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百三十八

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○副議長(小平久雄君) 右の結果、通信委員長井原岸高君解任決議案は否決されました。(拍手)

柳田秀一君外五名提出通信委員長井原岸高君解任決議案を可とする議員の氏名

安宅 常彦君 阿部 昭吾君
阿部 助哉君 赤路 友蔵君
淡谷 悠蔵君 井岡 大治君
井上 泉君 井上 替方君
伊賀 定盛君 猪俣 浩三君
石川 次夫君 石野 久男君
石橋 政嗣君 板川 正吾君
江田 三郎君 板村 要作君

小川 三男君 大出 俊君
大原 亨君 太田 一夫君
岡田 利春君 阿本 隆一君
加藤 清二君 加藤 万吉君
勝澤 芳雄君 勝岡田清一君
角屋堅次郎君 金丸 徳重君
神近 市子君 唐橋 東君
川崎 寛治君 川村 経義君
河上 民雄君 河野 正君
木原 実君 北山 愛郎君
久保 三郎君 久保田鶴松君
黒田 寿男君 小林 信一君
兒玉 末男君 後藤 俊男君
河野 密君 神門至馬夫君
佐々栄三郎君 佐野 憲治君
佐野 進君 齊藤 正男君
阪上安太郎君 實川 清之君
島上善五郎君 島本 虎三君
下平 正一君 田中 武夫君
田邊 誠君 田原 春次君
多賀谷真穂君 高田 富之君
武部 文君 橋 兼次郎君
千葉 佳男君 堂森 芳夫君
内藤 良平君 中井徳次郎君
中澤 茂一君 中嶋 英夫君
中谷 鉄也君 中村 重光君
永井勝次郎君 檜崎弥之助君
成田 知巳君 西風 勲君
野口 忠夫君 野間千代三君
長谷川正三君 畑 和君
華山 親義君 浜田 光人君
原 茂君 平岡忠次郎君
平林 剛君 平等 文成君
広沢 賢一君 広瀬 秀吉君
福岡 義登君 古川 喜一君
帆足 計君 穂積 七郎君
細谷 治嘉君 堀 昌雄君
三木 喜夫君 三宅 正一君

否とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
青木 正久君 赤澤 正道君
秋田 大助君 天野 光晴君
荒木萬壽夫君 有田 喜一君
井出一太郎君 伊藤宗一郎君
伊能繁次郎君 池田 清志君
一萬田尚登君 稻村左近四郎君
宇野 宗佑君 上村千一郎君
白井 莊一君 浦野 幸男君
江崎 真澄君 遠藤 三郎君

小川 半次君 小澤 太郎君
小沢 辰男君 小淵 恵三君
大石 八治君 大石 武一君
大竹 太郎君 大坪 保雄君
大野 市郎君 大橋 武夫君
大村 襄治君 岡崎 英城君
岡本 茂君 奥野 誠亮君
加藤常太郎君 加藤 六月君
鹿野 彦吉君 賀屋 興宣君
鍛冶 良作君 海部 俊樹君
桂木 鉄夫君 金丸 信君
金子 一平君 金子 岩三君
上林山榮吉君 亀岡 高夫君
龜山 孝一君 鳴田 宗一君
飯谷 忠男君 川島正次郎君
川野 芳満君 木野 晴夫君
木部 佳昭君 木村 武雄君
菊池 義郎君 北澤 直吉君
吉川 久衛君 久野 忠治君
久保田四次君 久保田藤麿君
熊谷 義雄君 倉成 正君
藏内 修治君 黒金 泰美君
小峯 柳多君 小宮山重四郎君
小山 長規君 小山 省二君
河野 洋平君 河本 敏夫君
佐々木秀世君 佐々木義武君
佐藤 文生君 齋藤 邦吉君
斎藤 寿夫君 坂田 道太君
坂村 吉正君 坂本三十次君
櫻内 義雄君 笹山茂太郎君
四宮 久吉君 志賀健次郎君
始関 伊平君 椎名悦三郎君
堀川正十郎君 堀谷 一夫君
重政 誠之君 篠田 弘作君
正示啓次郎君 進藤 一馬君
菅波 茂君 鈴木 善幸君
砂田 重民君 砂原 格君
瀬戸山三男君 園田 直君

田川 誠一君	田澤 吉郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田村 元君
田村 良平君	高橋 英吉君
高橋清一郎君	竹内 黎一君
竹下 登君	谷垣 專一君
谷川 和雄君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
床次 徳二君	内藤 隆君
中尾 栄一君	中垣 國男君
中川 一郎君	中村 寅太君
中村庸一郎君	中山 榮一君
中山 マサ君	灘尾 弘吉君
南條 徳男君	二階堂 進君
丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
野田 卯一君	野原 正勝君
羽田武嗣郎君	橋本登美三郎君
橋本龍太郎君	長谷川四郎君
長谷川 峻君	濱野 清吾君
早川 崇君	原田 憲君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福田 赳夫君
福田 一君	福永 健司君
藤井 勝志君	藤枝 泉介君
藤尾 正行君	藤田 義光君
藤波 孝生君	船田 中君
古内 広雄君	坊 秀男君
細田 吉藏君	堀川 恭平君
本名 武君	益谷 秀次君
増岡 博之君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
松田竹千代君	松野 幸泰君
松野 頼三君	三池 信君
三ツ林弥太郎君	三原 朝雄君

箕輪 登君 水田三喜男君
 湊 徹郎君 武藤 嘉文君
 村上 勇君 村山 達雄君
 毛利 松平君 栗山 秀君
 森田重次郎君 森山 欽司君
 八木 徹雄君 山口 敏夫君
 山下 元利君 山口 久就君
 山中 貞則君 山村新治郎君
 早稲田柳右衛門君 渡辺 栄一君
 渡辺 肇君 渡辺美智雄君

日程第一 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案
 (内閣提出)

○副議長(小平久雄君) 日程第一、沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案を議題といたします。

沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案
 右
 国会に提出する。

昭和四十四年四月十日

内閣総理大臣 佐藤 榮作

1 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律

政府は、琉球政府が行なう沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及のために必要な郵政省令で定める施設及び設備を沖縄に設置し、これを琉球政府に無償で貸し

付けることができる。

2 前項の施設及び設備の設置及び貸付けは、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業に附帯する業務として行なうものとする。

附則

この法律は、公布の日から施行する。

理由

琉球政府が行なう沖縄における郵便貯金の奨励等の業務を援助するため、これに必要な施設及び設備を沖縄に設置し、これを無償で貸し付けることができることとする必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

○副議長(小平久雄君) 委員長の報告を求めます。通信委員長井原岸高君。

〔報告書は本号末尾に掲載〕

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 ただいま議題となりました沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案に關し、通信委員会における審査の経過と結果とを御報告申し上げます。

この法律案は、多年の懸案であった沖縄の郵便貯金等の支払い問題が解決を見るにあたり、沖縄における郵便貯金の奨励等の業務を援助するため、政府において、これに必要な施設及び設備を沖縄に設置し、これを無償で琉球政府に貸し付けることができるようにしようとするものであります。

通信委員会においては、四月十一日本案の付託を受け、自來、数回の会議を通じて審査を行なったのでありますが、五月二十八日、質疑を終了、

直ちに採決を行なった結果、本案は原案のとおり可決すべきものと議決した次第であります。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○副議長(小平久雄君) 質疑の通告があります。順次これを許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

〔発言する者あり〕

○副議長(小平久雄君) 島本君の質疑は、再開後にあらためて許可することとし、この際、七時まで休憩いたします。

午後五時五十九分休憩

午後七時十七分開議

○副議長(小平久雄君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

この際、暫時休憩いたします。

午後七時十八分休憩

午後九時四十四分開議

○議長(石井光次郎君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第一に対する島本虎三君の質疑を許します。島本虎三君。

〔島本虎三君登壇〕

○島本虎三君 先ほど通信委員長井原岸高君より報告のありました沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案につきまして、私は、日本社会党を代表して、若干の質問をいたさんとするものであります。

この法律案は、すでに御承知のごとくに、多年懸案となっていた戦前の沖縄の郵便貯金等の支払い問題の解決にあたり、戦前の郵便貯金十七万六千口、簡易保険十七万口、郵便年金千八百口を戦

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号

沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付に關する法律案 九八四

後凍結したその代償として、本土の郵便貯金會館に準ずる施設を五億円で建設し、無償で貸し付け、一つには郵便貯金の奨励、一つには簡易生命保険の思想を普及するといふものであります。またこれと関連して、郵便貯金等元利支払い金一億一千万円、見舞い金四億、このほか、財政投融資三年間三十億が予定されていることは言うまでもありません。そういったことと、いわば戦後処理の一つの仕上げであり、さらに本土と沖繩との行政、財政の一体化への布石ともいふべきものであります。

かかる法律案に対して、わが党をはじめ野党各党の基本的な考え方は、もとより賛成であり、よくこそすれ、反対する意図は毛頭なかったところのいわば満場一致の法律案であるのであります。しかるに、この法律案に対して、昨日の通信委員会において委員長のとつた行動は、まことに不可解きわるものであります。わが党の森本委員、中井委員の質疑が残されておられ、共産党の田代委員の質疑も残されていたのであります。かてて加えて、昨日の委員会では中井委員を質問させることに理事間の了解がなされていたにもかかわらず、突如として強行採決を行なったのであります。まさに理解に苦しむ理不尽な多数の暴挙といわなければなりません。(拍手)しかも自民党は、七十二日間という非常識きわる会期延長をあえて強行したとではありませんか。一体どうしたことになるでしょう。この法律案については、なお慎重審議の必要を認めていながら、また十分審議に余裕はあにかかわらず、強行採決をしたということは、民主政治を破壊する以外の何ものでもありません。(拍手)この一部始終をわかつているはずの井原委員長にして、何ゆゑ理事間の申し合わせまで破つても強行しなければならなかったのか。成り行きがもし理事間の申し合わせと異なつた場合になつたら、当然休憩でもとつて、その間に事の是非をたすべきではなかったのか、強行の理由は何であるのか、納得のできるように

この際説明願ひたいのであります。(拍手)

申すまでもなく、従来、通信委員会においては、野党の主張も十分に尊重し、甚間仲よしクラブの別名をもちうだするほど円満なる運営を行なつてきた伝統ある委員会とされていたものであります。が、昨二十八日のこの通信委員会での本法案の審議にあつては、何たることですか、委員の加藤六月君、上林山榮吉君の質疑直後に突如打ち切りの動議を提出して質疑を打ち切つてしまつたことは、まさにべてんにかけたといわざるを得ません。(拍手)このようなことをして、今後円満な運営が期待できると考えますか。

今国会における通信委員会の付託案件は、余すところさほど多くないのであります。NHK決算二件、簡易郵便局法、有線放送関係法案、わが党提出の郵便局舎等整備促進法案だけであつて、何ら急いで採決するの必要に迫られていなかったことも事実であります。まさに理由なき強行採決であります。委員長としては、強行採決前に戻すのが理の当然であり、委員長としての識見だつたと考へるのであります。委員長のこれに対する御意向を伺いたないのであります。

次に、この法律案の内容について一、二伺いたないのであります。

一つは、先ほど申し述べたとおり、約四十億円の援助資金等を行なうのであります。これが具体的支払い方法は一体どう処理するつもりであるのか、見舞い金四億一千四百万円の算出根拠とその法的根拠はどうなつてゐるのか、また、見舞い金の資金源は何か、こうした見舞い金は、一般会計から支払うべき筋合いのものではなかったのか、この点について郵政大臣にお尋ねしたいと思ふのであります。

二つには、この支払い問題の最終的解決をはかる措置を実施するため、今後どのような手続をするのかであります。支払い問題の処理については、琉球政府との間で覚え書きのようなものをつくることになるのか、また、つくるとすれば、そ

の内容はどのようなものになるのか、この点について、総務府総務長官、郵政大臣にお伺ひいたしたいのであります。

三つには、沖繩の郵政関係職員の労働条件についてであります。

一九六八年三月の調査によりますと、非常勤職員が意外に多く、労働条件も必ずしもよろしくないといふ承るのであります。内容等伺ひしても具体的な答弁はございません。一体、この内容はどのようなものか、これも伺ひたいのであります。

四つには、また沖繩では、郵便事業の機械化について、当然琉球政府でもやる意思のごとくであるが、どのようなことになっておりましたか、総務府総務長官に伺ひたいのであります。

五つには、郵政省では、本土復帰の場合には積極的に機械化を行ないたいといふのであります。が、郵政合理化問題では、交渉中にもかかわらず、本土においては関係機械を導入してトラブルを引き起こしているのであります。福岡、札幌等では警官隊まで動員して、またそれを要請して、混乱を惹起していること、御承知のとおりであります。五月十四日の社会労働委員会、五月十五日の通信委員会でもこれが問題になつたのであります。

したが、合理化問題では原労働大臣が、労使協力を開いて話し合ふべきだ、このように言つてゐるのであります。また木村郵政政務次官が、労使協力のもとに行なうよう郵政局長を指導してゐると、はつきり言つてゐるのであります。しかし、下部段階では何らこれを意に介せず、強行突破というか、話し合ひを行なつてゐる最中にでも、一方的に自動読み取り区分機械を導入し、トラブルを引き起こしているのが現状であります。警官まで動員して行なつてゐるではありませんか。全くけしからぬことであります。今後の機械導入、サービス向上はきわめて重要でありますし、このためには組合員の協力が絶対必要であることは論をまぢません。沖繩においては、いかなる状態に

あろうとも、このようなやり方をすることは断じて許されていいものではありません。郵政大臣は、沖繩に対しては今後いかなる対策をもつて臨まんとするのか、高い見識とあわせて御所見を承りたいのであります。

時間の關係上、私は以上の数点について伺ひいたしてまいりましたが、今日の沖繩の置かれてゐる現状を考えますとき、まだ多くの究明すべき問題があります。本案は、確かに沖繩の本土化にやさかなりとも役立つといへ、沖繩県民が今日、日本政府に期待してゐるものは、まだまだ重かつ大といわなければなりません。

そこで、私は、最後に佐藤総理にお伺ひいたしたのであります。

佐藤総理は、かねてより、沖繩の祖国復帰なくして日本の戦後は終わらないと述べ、今後全力を尽くして沖繩と本土の一体化をはかる旨言明してまいりましたが、今日、沖繩県民の格差正を求めらるるもの要求に対して、いかなる具体的方針をお持ちであるか、あわせて復帰の時期はいつか、御所見を承りたいのであります。

議長(石井光次郎君) 島本君、時間ですから、結論を急いでください。

○島本虎三君(統) さらに、沖繩県民の郵便貯金は、御存じのごとく、異民族統治のもとに、払い戻しの権利が停止されていたのであります。戦後価値の変動によつて、戦前一円一ドル程度であつたレートが、今日では一ドル三百六十円になつており、また、現実に郵政省が取り扱つておるはがきも、戦前は一銭五厘であつたものが現在七円であり、封書にしても、三銭の切手でよかつたものが、現在十五円になつてゐるのであります。まさに五百倍であります。しかるに、五倍相当額しか支払わないのは一体どうしたことでしょうか。投融資分を入れても四十倍程度にすぎないではございませんか。あまりにも低過ぎる、少な過ぎるこの額といわなければなりません。政府としても、さらに考へてしかるべきではございません。

んか。

總理に、以上の点について十分伺いたいのであります。あわせて、總理府總務長官、郵政大臣にもお尋ねいたしまして、先ほどの通信委員長の報告に対する私の質疑を終わるものであります。

(拍手)

(井原岸高君登壇)

○井原岸高君 お答えいたします。

通信委員会、あるいはまた本院で、委員長である井原が強行採決の処置をとったことはけしからぬ、審議を十二分に尽くし、正常な運営をやるべきだという御叱責でございます。ごもっともでございます。私もそれは認めるわけでございす。しかし、委員長の立場は、やはり委員長としての言ひ分もあるわけでございす。御承知のように、百五十日の会期があるといながら、百五十日間あるにはあるのでございす。予算委員会にはほとんど半数は食われるわけでございす。この間われわれの委員会は、残念ながら指をくわえて待たなければならぬ立場に追込まれておることは御存じのとおりでございます。

さて、わずかな残された日数でございますが、この日数の間におきまして、慣例ということ定例日を設けられまして、週にわずか二日間しか審議ができないのが今日の現状でございます。(拍手) また、そのみではございせん。通信委員会のように、きわめて円満に、ほんとに家族的な運営をやっております委員会でございます。けれども、他の委員会で何か問題が起こりますという、これが波及をいたしまして、野党の諸君は審議をしないとおっしゃるのでございす。(拍手) もしこれに委員長が同意をしなければ、この委員会は円満にいかぬぞとドスをきかすわけでございまして、気の弱い私は、これに従わざるを得ずして、えんえんとこの国会を終わってしまつたのでございまして、まことに私は国民に申しわけがないと思うのでございす。(拍手)

問題になつておりますこの法律案もそうでございます。

でございますが、御承知のようなふうに、四月十日に政府が提出いたしました、付託されたのは四月十一日でございます。審議をいたしましたのは五月十四日と十五日でございます。この間に社会党の方々、わが党、野党を含めまして、約五時間の審議をしておるのでございす。長い間かかってわずかな時間しか審議ができませんのでございす。それから五月二十一日、五月二十二日、五月二十三日は、野党のほりから審議をやめろということ、残念ながらこれでもできなかったものでございす。(拍手) 私は、せっかく会期を延長したんだから、どうぞひとつ、きょうはきめていただきます。また前日は、共産党の委員の方にも、幾らでもよいから、五月二十三日には何時間でも時間をお与えするから賛同をしてくれとお願ひしたのですが、ついに田代君は、その日はいやだといつて断られたのでございす。(拍手) 委員長は審議をたくもしたくても、やってくれないのがいままでの実情でございます。私としては、まことに残念にたえないのでございす。(拍手)

また、理事会においていろいろ御相談をされたと言ひますけれども、ただいまおっしゃるような申し合わせができたということは、私の耳にも入っておりません。むろん突如ではございす。が、小淵君から動議が出まして、委員長としては、動議を取り上げること多数にはかり、それぞれ所定の方法をもって決定いたしましたのでございす。で、どうぞその点御了承いただきまして、これをもって私の御答弁といたします。(拍手)

(内閣總理大臣佐藤榮作君登壇)

○内閣總理大臣(佐藤榮作君) 私に対する質問は、沖縄復帰のめどについて話をしろというお尋ねであつたと思ひます。

御承知のように、私は本国会の初めの施政演説で、本年の年末までの間に、適当な時期に訪米をいたしました。ニクソン大統領と直接話をし、そうして沖縄復帰のめどをつける、こういう演説をいたしましたものであります。私は、日米両国の相互理解

と友好裏にこの話を片づけたと思ひます。もちろん、その際におきましては、その返還の時期等につきましては、十分日本国民、沖縄県民の意向を踏まえて、そうしてニクソン大統領と十分懇談を遂げ、できるだけ早い時期に実現するようにいたしたいものだ、かように心がけております。

(拍手)

(國務大臣河本敏夫君登壇)

○國務大臣(河本敏夫君) 第一に、見舞金の計算方法はどうか、こういう御質問でございますが、この計算方法は、まず第一に、沖縄の通貨事情、それから郵便貯金の最高の利率、簡易生命保険の準備金の運用の利回り、こういうものを総合的に勘案をいたしまして、金額を算出した次第でございます。

次に、この金は郵政特別会計ではなく一般会計から払つたらどうか、こういう御意見でございますが、これは、沖縄の郵便貯金と簡易生命保険、この問題を解決するための資金でございます。で、一般会計ではなく郵政特別会計から出すことにした次第でございます。

さらにまた、これからの具体的な手続はどうするか、こういうお話でございますが、この法律が制定されましたならば、直ちに沖縄政府との間に、これを実行するための覚え書きをつくります。同時に、この債権者の代表の方々とこの間に念書をおかわしまして、この郵便貯金問題は完全にこれで解決した、こういう念書をおかわす所存でございます。

次に、将来の沖縄の郵政事業に対する考えいかん、こういう御質問でございますが、現在だいたい人格差がございすので、将来とも、この格差をなくするための援助は当然続けてまいります。最後に、本土の郵政事業で機械化を一方的に進めておるではないか、こういう御意見でございますが、郵政事業におきまして一番大きな問題は、やはり機械化、合理化を進めることでございます。この点につきまして、私たちは組合側の理

解ある態度を強く要望するものでございす。

(拍手)

(國務大臣床次徳二君登壇)

○國務大臣(床次徳二君) お答え申し上げます。

沖縄におけるところの職員待遇が悪いではないか、非常勤が非常に多いではないかという御意見でございますが、この点は琉球政府の給与体系の一斑といたしまして考慮すべきものであります。この改善方に関しましては、琉球政府とともに検討したいと存じます。

次に、一体化の問題であります。この問題は、一昨年の日米会談によりまして基本方針が定ましまして、なお、地元におきましては諮問委員会を設置する、本土におきましては調査団を派遣する等の結果、内閣の方針といたしまして、昨年の十一月、閣議決定を見まして、復帰の際におけるところの摩擦を最小限度にして、円滑に本土復帰が進展するように、制度的に、並びに社会的、経済的の面におきましての本土との一体化と申しますが、同一水準化をはかりたいと思つておるものであります。すなわち、生活、産業等の問題にかかると、諸制度を本土と同一内容にし、育一化をはかる、並びに公共施設とか社会福祉施設、産業基盤等整備いたしまして、水準を本土並みに引き上げるといふこと、なお、沖縄経済を本土の経済の一環として安定成長させるための具体的な方策を講ずる等でございます。特に本年度におきましては、この三年計画の初年度といたしまして、二百二十七億を計上いたしまして、教育におきましては、教育の共済制度、あるいは職員の身分の問題、施設の整備、備品等の充実を行ないまして、社会福祉におきましては、各種社会保険制度の整備並びに社会福祉制度の充実、行政体系、医療体系等につきましても、本土との育一化をはかつておるのであります。

なお、次に、市町村の財政の現状にかんがみまして、その行政水準の向上をはかり、並びに財政力の強化を行ないまして、産業面におきまして

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号

沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付に関する法律案 九八六

も、産業立地の立場から本土の経済の一環としての自主的な経済体制の確立のために援助をいたしまして整備をいたしておるわけでありまして、本年の援助の結果等を十分しんしゃくいたしまして、第二次におきましては、地元政府の意見も十分参酌いたしまして、引き続き二年次、三年次におきましてその目的を達成いたす所存でございます。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 中野明君。

〔中野明君登壇〕

○中野明君 先ほど報告のありました沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付に関する法律案に対し、私は、公明党を代表して、井原委員長及び総理並びに関係大臣に質問するものであります。(拍手)

まず、総理にお伺いをいたします。

総理は、自民党総裁として、一昨日自民党の議員総会において、全議案を六月二十日まで成立させろと大号令をされたと同じでしたが、そのため、昨日、四委員会において、総理の意を受けた自民党代議士諸公が、理不尽にも強行採決を行ないました。本国会、衆参合わせて強行開会、質疑打ち切り、強行採決など十数回、今日、議院民主主義は全く重大なピンチに立っております。これひとつに、自民党の横暴な姿勢によることは論をまたないのでありますが、総理はこれをどう考えられておられますか。特に、昨日、一昨日、公明党は、十分に審議を尽くして、国会の正常化を願ひ、各委員会で話し合おうとしたましたが、それから四委員会はついに強行採決に踏み切つてしまつております。これについて、総理は一体どのように考えておられますか。自民党は重大なる反省をするべきときであると私は強く申し上げたいのでございます。(拍手)

本法案は、あの思まわしい太平洋戦争で敗戦となつて以来二十五年、いまだに外国の支配下でさびしく暮らしている沖縄百万同胞のために考慮さ

れた法案であり、本土と沖繩一体化のかけ橋として、戦前の沖繩住民の持つ郵便貯金、簡易生命保険等を支払う一環のものでございます。戦後の沖繩住民の味つた四分の一世紀にわたる苦難の足あとを思うときに、本土政府として、何が何でもすみやかに責任を果たすべき重要問題でありました。しかるに自民党政府は、まことに不熱心であり、今日までいたずらにその解決を引き延ばし、沖繩の戦前郵便貯金加入者並びに代表者の十年にわたる陳情の結果、ようやく本法案の作成に至つたものでございます。

私も同様に思つて、今回の見舞い金その他に十分なものを感じるのではありませんが、沖繩住民の心情を思うとき、この問題の早期解決は、本土との一体化の一步前進であることを思い、問題点を強く指摘し、今後の改善策を要求した上で、あえて賛成するものであります。委員会においても、十二分に審議を尽くせば、要望、附帯決議をつけたとしても、各党完全に超党派で合意できる法律案であります。そして全党一致で可決し、そして沖繩の住民に報いることが、本土国民の沖繩返還に対する熱意を最高に表現できるものでございます。しかるに、この強行採決は何ごとでありましょうか。審議を尽くし、より完全なものとする雅量も誠意もなく、いたずらに腕力だけで強行採決するとは、沖縄県民に対して深い失望を与えるのみではございませんか。

今日まで、通信委員会における井原委員長は、就任以来、その温厚な人柄と委員会運営の妙につきましましては、私も、同僚議員の一人として、日ごろから敬意を払つておりました。しかるに、井原委員長は、二十八日、理事会での話し合いも裏切つて、昼下がり突然興奮をいたしまして、抜き打ち的に質疑打ち切り、強行採決の暴挙をあえて行なわれた点、私はいまだお理解に苦しんでおります。おそろく井原委員長は、自民党の横暴なる国会対策グループのどうかつあるいは圧力、これに耐えることができなくて、泣く泣く、委員長の

議席を守らんがため、強行採決をしたのではなかつたのでしうかと疑いたくなります。それとも、井原君は、一時的な精神虚脱状態においられたのか、それでもなければ、とうてい理解しがたい行動でありました。井原君は、このときこそ、委員長の席に恋々と執着すべきではなかつたのであります。いさぎよく委員長の席を投げ捨てて、横暴なる自民党国会対策グループに抵抗して、民主主義を守るために戦うべきではなかつたのでしうか。それでこそ、委員長としての地位を守ることができたのであります。しかし、あなたにはそれだけの勇気を持ち合わせていなかったことを、私は心から悲しむものであります。数の上で解任決議案が否決されたとしても、その暴挙は消えたものではございません。一体、井原君は、このような混乱を引き起こすことにより生じた沖繩住民に与える精神的打撃の大きさを考えられたことがあるのでしうか。せつかつく法案が、かえつて不愉快な結果となることに思ひをいたすとき、一片の感情に迷つて理性を失ひおそろしさを目の前に見せつけられた思いがするの、私一人ではございません。(拍手)

井原君、あなたは国会運営の重責をになつた委員長としての責任と自覚について、どれほど考えておられたのか。ただでさえ、七十二日という前代未聞の乱暴な大幅会期延長、このような問題で混乱を起している国会運営に対して、これを正常化するための努力をはかるのでもなく、逆に拍車をかけるような暴挙をあえて行なわれた事実は、同僚の委員長としての見識に重大な疑惑を投げかけるものであります。おそろく井原君の本心から出た問題ではないと思われだけに、井原君の心境はまことに複雑なものとがあると同情すら覚えるのであります。国会役員たる委員長としての責任と自覚に立つて、これではよいと思つておられるのか、しかと承りたいのでございます。

次に、総理にお伺いをいたします。われわれは沖繩の即時無条件返還を要求しておりますが、政府は、一連の一体化政策を推進しておられます。その見通しと現況について説明をいただきたいと思ひます。しかし、一体化政策そのものが、沖繩の返還できない現状をごまかすための一時的な偽りの策であるとすれば、国民に対して最大のごまかしといわなくてはなりません。一体総理は、一体化政策と沖繩返還の関連をどのように考えておられるか、お伺いしておきたいのであります。また、愛知外相訪米の直前にあつて、政府の態度については、もはや白紙といつてごまかす段階を過ぎたと考えますが、総理の御見解を承りたいと思ひます。

次に、戦後二十五年間待ち続けた戦前の加入者に対する見舞い金、これは現地の人たちの要求とはほど遠い、二十五年前、それ以上前の一円というものは、今回の解決では、法定支払い金、見舞い金を合わせても、たつた十円にしかならないといふことについて、どう考えておられるか。あまりにも現実を無視した少ない額ではないでしうか。この点、総理、郵政あるいは総理府総務長官に御答弁をお願いしたいと思います。沖繩住民の失望が目に見えようであります。見舞い金増額を考慮されることを強く要求するものであります。あわせて御答弁をお願いしたいと思います。

その第二番目、このせつかつくの見舞い金が、加入者各人に確かに手渡されるかどうかという点であります。この見舞い金の支払われる経路について詳しくお答えをお願いしたいと思います。この点が私どもの一番心配な点であります。法定支払い金と見舞い金の支払い方法について、両方あわせて、総理府総務長官、郵政大臣から御答弁をお願いいたします。

第三点、見舞い金は、その性質からして、郵政特別会計から支払うべきものではなく、一般会計から支出されるべきものであると考えられます。この点、大蔵大臣の見解を明らかにしていただきたいのであります。

なお、沖繩の特殊事情にかんがみまして、一般

会計より追加支出することを考えないかどうか、あわせて御答弁を願いたいと思います。

第四点、沖縄と本土一体化の叫ばれている今日、沖縄における簡易保険事業について、郵政省の今後の方針と具体的計画について明らかにしたいだきたいと思ひます。

第五点としましては、沖縄より戦前の加入者代表による十年にわたる陳情であります。この陳情に要した経費はばく大なものであると考えますが、この点、この陳情に要した経費は、一体だれが責任を持つのか。見舞い金から天引きされて整理されるのか、それとも、別途に何か考へておられるのか、この点、配分にあたって心配をしておられる一つでございます。国内でも、しばしば耳にすることありますが、陳情はしたけれども、この陳情に要した経費の処理にあたって絶えずトラブルが起つております。この点について、どのように処理されるのか、総理府総務長官にお尋ねをいたします。

以上、数点にわたりました質問をいたしました。委員長及び総理並びに関係閣僚の答弁を求め、私の質問を終わりたいと思ひます。(拍手)

〔井原岸高君登壇〕

○井原岸高君 短いつき合ひではございますが、ほんとに心持の合つた中野君に、こいう御答弁を申し上げて答弁になるのかどうか、私も遺憾に思ふわけでございます。しかし、もう中野君も御承知のように、当通信委員会の問題というのは、もうほとんど一件を残して、各党一致で賛成しておる案件でございます。そういうような非常になごやかな案件であるにもかかわらず、さつき申しました中で、百五十日間になぞかに四件しか通らないのでございまして、残りがまだ六件もあるのでございます。だから、七十二日あるから安心してこれというんでございしますが、私の身になったら、たまつたものではございせん。(拍手)まず、この気持ちの御了解を願いたいと思ふのです。(拍手)

それからもう一つは、理事会の円満な打ち合わせをしたのに、委員長がそれをやらなかったというおしかりでございますが、このことは、四月の十四日でございますが、理事会で野党のほうから、五月二十一日の水曜日に上げるということをおっしゃったんです。(拍手)それは野党側からそういうような約束がございまして、それで私も、まあ二日ぐらいでいいと思つたんですが、野党さんのおっしゃることだから、答へ服膺してこの約束を守つたわけでございまして。(拍手)ところが、五月二十一日にも上げていただけません。二十二日、二十三日、三日間にわたりましたが、なおかつめどがつかないのでございまして。かようなことをしておられますという、国会の信用というものは国民から失われます。(拍手)私がおしかりを受けるぐらいのことならいいでございしますが、もしこの国会の信任が国民から離れるということになりますという、これを民主主義の危機である、かようなことを考へまして、あえて私は規則どおりの行為をいたしましたのでございします。で、どうぞひとつ、この点御了承を願いたいと思ひます。(拍手)

〔内閣総理大臣佐藤作君登壇〕

○内閣総理大臣(佐藤作君) 中野君にお答えいたします。

一昨日、私が大号令をかけた、全部の法案の成立を期せ、こういつて号令をかけた、そのことが何だか民主主義に反するやうな御意見であるかのような発言に聞き取れたのでありますが、私も、がたがたいま政局を担当しております。申すまでもなく、政府は国民のために政治をするということでありまして、その意味におきまして、予算案をはじめ、また関係法案、その他あらゆる法案も国民のために提案しておるのであります。国民のことを考えれば、成立を期するのは、これは当然であります。御承知のように、百五十日、この長い国会におきましても、提案した全部の法案を成立させることができなかった。しかし、私も、国民

民に対する責任を果たす、こいう意味におきまして、与党諸君の奮起を促した、これはあたりまえのことだと思ひます。(拍手)幸いにいたしまして、公明党の中野君も、国会の正常化に努力している、ただいまこの壇上から声を大にしてお話しをございまして、どうかその声を忘れられないように。私も、国会の正常化について、この上にも努力するつもりであります。どうぞよろしくお願いいたします。(拍手)

次に、この本土と沖縄との一体化、これは沖縄復帰にどういふように関係があるか、こいうお尋ねであります。昨年の十一月の閣議決定で、本土と沖縄との一体化に関する基本方針を閣議決定をいたしました。それにのっとりまして、沖縄の本土復帰という具体的な目標のもとに、復帰の際の摩擦を最小限にするという目的で三カ年計画を立てて、そうして皆さま方の御審議をいただいたのであります。これがいわゆる本土と沖縄との一体化のための総合的、具体的、計画的な問題と取り組む姿勢でございます。これも、沖縄の復帰そのことを、沖縄県民並びに本土国民が心から願つておる、その願望に沿うべく私は最善を尽くす決意でございます。ですから、どうかこの上にも御支援、御協力をお願いしておきます。

なお、この見通しはどうかというお話であります。私は、この国会の初めに施政演説で申しましたように、ここの適当な時期にアメリカに参りまして、ニクソン大統領と直接交渉する、この問題と取り組む、こいうことを申し上げております。ただいまその見通しなど、どうなる、さうなことをこの席で申し上げる段階ではないと思ひますが、私は誠心誠意この問題と取り組む決意であることだけは、この機会にはつきり申し上げておきます。(拍手)

〔国務大臣河本敏夫君登壇〕

○国務大臣(河本敏夫君) 今回の解決策は不十分ではないか、こいうお話でございますが、これはよく御承知のように、法定支払金のほかに見

舞い金、あるいは今度の施設の無償提供、さらに住宅資金の提供、いろいろの形で先方の意見を十分織り込んでおりますので、政府は、これで十分である、かように確信を持っておる次第でございます。

次に、見舞い金はどこへ払うのかというお話でございますが、これは琉球政府に一括支払うことになっております。

それから第三には、沖縄における簡易保険事業はどうかというお尋ねでございますが、現在沖縄には、御承知のように簡易保険事業は行なわれておりません。いま直ちに行ないたい、実施したい、将来簡易生命保険思想を普及いたしまして本土復帰に備えたいというのが、今回お願いしております法律の趣旨でございます。(拍手)

〔国務大臣福田赳夫君登壇〕

○国務大臣(福田赳夫君) 見舞い金を一般会計からさらに増額するか、追加支出するか、かようなお尋ねでございますが、こいう考え方は持つておりません。この見舞い金は、沖縄の特殊事情も考慮いたしまして、精一ぱいのことをいたしたつもりでございます。貯金関係者も、琉球政府も、よく納得をしておることを御了承願いたいのであります。

次に、見舞い金は一般会計から支出しない理由はどうだ、こいうことでございます。この点につきましても、先ほど郵政大臣からも答弁がありました。この種の見舞い金は、他の戦後措置との権衡上、一般会計から支出、支弁することは、これは不適当であります。そこで、政府としましては、どうしたら沖縄の郵便貯金関係者の願いを満足させることができるかというところを検討に検討いたしましたのでありますが、郵政特別会計支弁とこいうことを提案をいたしました。この種の措置は、一体化が非常にいま進行いたしております、この一体化を進行させる一つの施策といたしましてきわめて有効である、かように考へておる次第であります。

ます。(拍手)

〔国務大臣床次徳二君登壇〕

○国務大臣(床次徳二君) 一体化政策の現状、見直し等につきまして、すでに総理大臣からお答えがありました。本年予算におきましては、第一、年次として二百二十七億を計上いたしました。主として教育、社会福祉、産業基盤、さらに市町村行政の強化というところに重点を置きまして、特に必要といたしますものに対して支出をいたしたのであります。なお、今後地元と十分に連絡をとりながら、第二、第三、第四次にわたって、復帰の際における本土との格差を是正いたしまして、その復帰の際に生ずるところの摩擦を最小限度にいたしまして、円滑な復帰の実現をはかってまいりたいと思っております。

それから第二の、郵便貯金の解決の問題につきましては、すでにお答えがありました。特、特に住宅資金の供給等を考慮いたしまして円満に解決を見ましたことは、まことに喜ばしいことと存じますが、なお、この住宅資金の貸し付けにつきましては、債務者団体に対して、琉球政府を通じて、政府の預金部資金を三年間三十億を貸し付ける、その手続は、琉球政府と本土政府との間の覚書に基づいて行ないたいと存じます。

さらに、最後のお尋ねの、債権者代表が本土陳情等相当多額の経費を使ったのではなからうかというお話であります。幾ら要したか金額は不明でございます。見舞い金は債権者に対するものでありますので、天引きは考えておりませんし、当事者の間におきまして円満に処理されるものと考えております。

なお、使いました経費に対しては、本土政府として別途考慮することに対しては、考えておりません。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 園田直君外二十六名提出 質疑終局の動議(園田直君外二十六名提出) 園田直君外二十六名か

ら、質疑終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議長閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百六十六

可とする者(白票)

〔拍手〕

否とする者(青票)

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、質疑は終局するに決しました。

園田直君外二十六名提出 質疑終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君 足立 篤郎君
阿部 喜元君 相川 勝六君
青木 正久君 赤城 宗徳君
赤澤 正道君 秋田 大助君
天野 公義君 天野 光晴君
荒木萬壽夫君 荒松清十郎君
井出一太郎君 井原 岸高君
伊藤宗一郎君 伊能繁次郎君

池田 清志君	稻村左近四郎君	志賀健次郎君	始関 伊平君
宇野 宗佑君	上村千一郎君	権名悦三郎君	塩川正十郎君
白井 莊一君	内田 常雄君	塩谷 一夫君	重政 誠之君
内海 英男君	浦野 幸男君	塩谷 直藏君	島村 一郎君
遠藤 三郎君	小川 半次君	正示啓次郎君	進藤 一馬君
小川 平二君	小澤 太郎君	周東 英雄君	菅波 茂君
小沢 辰男君	小淵 恵三君	鈴木 善幸君	砂田 重民君
大石 八治君	大石 武一君	砂原 格君	世耕 政隆君
大竹 太郎君	大坪 保雄君	瀬戸山三男君	園田 直君
大野 明君	大野 市郎君	田中伊三次君	田澤 吉郎君
大橋 武夫君	大平 正芳君	田中 角榮君	田中 榮一君
大村 襄治君	岡崎 英城君	田中 正巳君	田中 龍夫君
岡本 茂君	奥野 誠亮君	田中 黎一君	田村 良平君
加藤常太郎君	賀屋 興宣君	竹内 黎一君	竹下 登君
鹿野 彦吉君	加藤 六月君	谷垣 專一君	谷川 和穂君
鐵治 良作君	海部 俊樹君	千葉 三郎君	中馬 辰猪君
桂木 鉄夫君	金丸 信君	塚田 徹君	塚原 俊郎君
金子 一平君	神田 博君	坪川 信三君	渡海元三郎君
上林山榮吉君	龜山 孝一君	登坂重次郎君	徳安 實蔵君
龜岡 高夫君	飯谷 忠男君	床次 徳二君	内藤 隆君
嶋田 宗一君	菅 太郎君	中尾 榮一君	中垣 國男君
川野 芳満君	木部 佳昭君	中村 梅吉君	中會康弘君
木野 晴夫君	岸 信介君	中村庸一郎君	中山 榮一君
木村 武雄君	吉川 久衛君	中山 マサ君	灘尾 弘吉君
北澤 直吉君	久保田円次君	南條 徳男君	二階堂 進君
久野 忠治君	倉野 一郎平君	丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
久保田藤磨君	倉石 忠雄君	丹羽 兵助君	西岡 武夫君
熊谷 義雄君	藏内 修治君	西村 英一君	西村 直己君
倉成 正君	小峯 柳多君	根本龍太郎君	野田 卯一君
黒金 泰美君	小山 長規君	野田 武夫君	葉梨 信行君
小宮山重四郎君	河野 洋平君	橋本登美三郎君	橋本龍太郎君
小山 省二君	佐々木秀世君	長谷川四郎君	長谷川 巖君
河本 敏夫君	佐藤 榮作君	八田 貞義君	早川 崇君
佐々木義武君	齋藤 邦吉君	原田 憲君	広川シズエ君
佐藤 文生君	坂村 吉正君	廣瀬 正雄君	福家 俊一君
坂田 道太君	櫻内 義雄君	福井 勇君	福田 赴夫君
坂本三十三君	四宮 久吉君	福田 篤泰君	福田 一君
笹山茂太郎君			

昭和四十四年五月二十九日

衆議院會議録第四十号

沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案 九八九

否とする議員の氏名

福永 健司君	藤井 勝志君	唐橋 東君	川崎 寛治君	山田 睦目君	山中 吾郎君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君	河上 義雄君	河上 民雄君	山花 秀雄君	山本 幸一君
藤田 義光君	藤波 孝生君	河野 正君	木原 実君	山本 政弘君	山本 幸一君
藤山 愛一郎君	船田 中君	北山 愛郎君	久保 三郎君	米内 義一郎君	米田 東吾君
古内 広雄君	古川 文吉君	久保田 鶴松君	黒田 寿男君	依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
保利 茂君	坊 秀男君	小林 信一君	兒玉 末男君	渡辺 芳男君	岡澤 完治君
細田 吉蔵君	本名 武君	後藤 俊男君	河野 密君	佐々木良作君	竹本 孫一君
前尾 繁三郎君	増岡 博之君	神門 至馬夫君	佐々木三郎君	玉置 一徳君	塚本 三郎君
増田 甲子七君	松浦 周太郎君	佐野 憲治君	佐野 進君	中村 時雄君	門司 亮君
松澤 雄蔵君	松田 竹千代君	齊藤 正男君	阪上 安太郎君	吉田 久之君	浅井 美幸君
松野 頼三君	三池 信君	實川 清之君	島上 善五郎君	有島 重武君	伊藤 惣助丸君
三ツ林 弥太郎君	三原 朝雄君	島本 虎三君	下平 正一君	石田 幸四郎君	小川 新一郎君
箕輪 登君	水野 清君	田中 武夫君	田邊 誠君	大野 潔君	大橋 敏雄君
湊 徹郎君	武藤 嘉文君	多賀谷 眞稔君	高田 富之君	近江 巳記夫君	岡本 富夫君
村上 勇君	村上 信二郎君	武部 文君	只松 祐治君	沖本 泰幸君	北側 義一君
村山 達雄君	毛利 松平君	橋 兼次郎君	千葉 佳男君	小濱 新次君	斎藤 実君
栗山 秀君	森下 國雄君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君	鈴切 康雄君	田中 昭二君
森田 重次郎君	森山 欽司君	内藤 良平君	中井 徳次郎君	竹入 義勝君	中野 明君
八木 徹雄君	山口 シヅエ君	中澤 茂一君	中谷 鉄也君	樋上 新一君	広沢 直樹君
山口 敏夫君	山下 元利君	成田 知巳君	西風 勲君	伏木 和雄君	正木 良明君
山田 久就君	吉田 重延君	野口 忠夫君	野間 千代三君	松本 忠助君	矢野 詢也君
早稲田 柳右衛門君	渡辺 榮一君	芳賀 貢君	長谷川 正三君	山田 太郎君	渡部 一郎君
渡辺 肇君	渡辺 美智雄君	畑 和君	華山 親義君	田代 文久君	谷口 善太郎君
安宅 常彦君	阿部 昭吾君	浜田 光人君	原 茂君	林 百郎君	松本 善明君
阿部 助哉君	赤路 友蔵君	平岡 忠次郎君	平林 剛君		
淡谷 悠蔵君	井岡 大治君	広沢 賢一君	広瀬 秀吉君		
井上 泉君	井上 普方君	福岡 義登君	古川 喜一君		
伊賀 定盛君	石川 次夫君	帆足 計君	穂積 七郎君		
石野 久男君	石橋 政嗣君	細谷 治嘉君	堀 昌雄君		
板川 正吾君	江田 三郎君	松本 七郎君	三木 喜夫君		
枝村 要作君	小川 三男君	三宅 正一君	武藤 山治君		
大出 俊君	大柴 滋夫君	村山 喜一君	森 義視君		
大原 亨君	太田 一夫君	森本 靖君	八百板 正君		
岡田 利春君	岡本 隆一君	八木 一男君	八木 昇君		
加藤 清二君	加藤 万吉君	矢尾 喜三郎君	安井 吉典君		
勝澤 芳雄君	勝間田 清一君	柳田 秀一君	山内 広君		
角屋 堅次郎君	金丸 徳重君	山口 鶴男君	山崎 始男君		

○議長(石井光次郎君) 討論の通告があります。順次これを許します。米田東吾君。

〔米田東吾君登壇〕

○米田東吾君 私は、日本社会党を代表いたしまして、まず、昨日通信委員会における自民党の多数横暴による議事運営並びに本法案に対する単独の強行採決に対し、強い憤りをもって抗議し、国民の名においてこれを糾弾するものであります。が、本法律案そのものにつきましては賛成でございます。いまして、若干の討論を行なわんとするものであります。(拍手)

本法律案は、提案理由の説明にも、また、ただ

山田 睦目君	山中 吾郎君
山花 秀雄君	山本 幸一君
山本 政弘君	山本 幸一君
米内 義一郎君	米田 東吾君
依田 圭五君	渡辺 惣蔵君
渡辺 芳男君	岡澤 完治君
佐々木良作君	竹本 孫一君
玉置 一徳君	塚本 三郎君
中村 時雄君	門司 亮君
吉田 久之君	浅井 美幸君
有島 重武君	伊藤 惣助丸君
石田 幸四郎君	小川 新一郎君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江 巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴切 康雄君	田中 昭二君
竹入 義勝君	中野 明君
樋上 新一君	広沢 直樹君
伏木 和雄君	正木 良明君
松本 忠助君	矢野 詢也君
山田 太郎君	渡部 一郎君
田代 文久君	谷口 善太郎君
林 百郎君	松本 善明君

いまの委員長報告にもありましたように、いわゆる郵便貯金会館をつくらせて、これを琉球政府に無償で貸し付けようとするものであります。もとよりわが党は、原則的に賛成の法案であり、積極的に政府を擁護し、さらにこの沖縄復興の諸策を進める立場をとっておったのであります。したがって、わが党は、この法案の審議には、妨害するどころか、十分な賛成を通じて、法案の足らざる面を指摘してこれを補強し、一そう政府を擁護するために五名の質問者を立てて、建設的にこの法案を成立せしめる方針であつたのであります。(拍手)

しかるに、政府・自民党は、不当不法にも、この法案の強行採決をもってわが党に報い、しかも審議は尽くされず、多くの疑問点や法案の違法性を残し、国民の疑問を解明しないまま、昨二十八日、何の血迷いか、自民党単独の強行採決を行ない、委員会通過をはかったのであります。これはまことに不当であり、自民党の多数の横暴、党利党略による議事運営といわざるを得ないのであります。(拍手)私は、政府・自民党並びに通信委員長井原高君に、強く抗議するとともに、嚴重なる警告を与えておく次第であります。

さらに、われわれは、本法案には賛成するといえども、このような議会民主主義にもとて、審議を尽くしていない、いわゆる早生児にもひとしい法案は、立法府の権威にかけて、すみやかに委員会に差し戻し、十分な審議を尽くすことを強く要求するものであります。

もともと本法案は、終戦時における沖縄県民の郵便貯金預金者、簡易保険加入者に対する当該法律上の債務を元金、利子、見舞金並びに会館建設の四つの措置を総合して解決しようとするものであります。いわば沖縄における貯金、保険の両事業をやがて郵政省が直接行なうためには、解決しておかねばならない一つの債務処理であります。したがって、法案の中身にうたっている沖縄援助にはほ

ど遠く、むしろ率直に言つて、うんと値切つて、その上で、単に債務処理を終わればよいというだけであります。まことに不適当であります。

われわれは、この際、次のことを要求しておきたいと思つてあります。

一つは、債務処理については、この法律並びに委員会でも明らかになった一連の援助措置といわれるものだけでは不十分でありますから、さらに、政府・郵政省は、もっと大幅に、しかも郵便貯金法第三条、簡易保険法第二条にある国の債務について、その預金者、加入者はもちろん、沖縄県民に完全に保証するという相当な措置をすべきであることであります。沖縄政府との合意書、債務者への支払い、見舞金の分配などについては、よく意を尽くし、法的にも適法な措置を考えるべきだと思つてあります。

二つ目に、そもそも、この種終戦処理と行政援助については、基本的に国の責任で一般会計によるべきであります。今日、沖縄返還の問題は、わが国の最も重要な政治課題であり、その前提として、本土との行政の一体化や経済援助は、当面緊急の課題であります。そして、これは沖縄百万県民の二十四年間の正当な願望であり、政府は、現在総理府を窓口として多少の措置はいたしておるようでありますが、全くこれは問題になりません。政府はこの法案に関連して約三十億の援助を三カ年間行なうことをつけ加えておるのでありますけれども、こんなごまかしでなく、われわれ

は、政府が思い切つて財政措置を講じて、もっともっと大幅な援助を継続的に行なうことを強く要求いたします。

三つ目に、郵政事業特別会計、現行の郵便貯金法、簡易保険法のワク内でこの種の措置を行政行為としてやることについて、法律上疑義のあることを指摘しておきたいと思ひます。ことに、見舞い金四億一千万円の支出については、その根拠法規が明確でなく、明らかに特別立法で措置する必要があると考えるのであります。しかして、もっとも根本的な解決を実施すべきであると、これまた強く要求いたします。

四つ目に、さらに私は、この際、郵政事業全般についても、もっと政府はその援助について考慮を払うべきことを要求いたします。政府も認めておりますように、沖縄における郵政事業全般は、その機能や組織において、また施設において、立ちおれております。ことに、郵便労働者の賃金、労働条件などはきわめて劣悪であります。さらに、基本的に労働権も奪われておるのであります。私は、沖縄の預金者や加入者や郵政労働者が、債権を持ちながらも、今日まで未解決のままアメリカの支配下に呻吟し、今日この法案に基づく一応の解決をまつて立ち上がろうとする苦衷を思うとき、政府の一員である郵政大臣も、さらに事業全般について援助と一体化を大きく促進されることを強く要求するものであります。

以上、私は、若干の要求を付して本法案に対し

賛成の討論をいたしました。この法案は、各党が満場一致賛成できる法案であります。各党一致して沖縄県民の願望にこたえ、本土一体化を文字どおり促進する、わずかながらも前向きな法案でありました。したがって、この法案は、強行採決に値しない、またその必要もない法案であるにもかかわらず、自民党の党利党略で押し切ったことは、沖縄県民に対しても冒瀆であり、日本国会の一大汚点であると思つております。(拍手)自民党は、おそらく次にある簡易郵便局法を打ち取るために、あえてこのような暴挙も必要であつたのでありましようが、私は、もし自民党が、そのような思ひ上がった計算に基づく強行採決であつたとするならば、必ずそれは打ち碎かれるでございましょうし、みずからおられる者の墓穴を掘ることになることを警告しておきたいと思つてあります。

以上を申し上げまして、私の討論を終わる次第であります。(拍手)

○議長(石井光次郎君) 岡本富夫君。

〔岡本富夫君登壇〕

○岡本富夫君 私は、公明党を代表いたしました。ただいま報告のありました沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案につきまして賛成の討論を行なうにあたりまして、まず申し上げたいことは、先ほど来、本会議場において論議された井原通信委員長解任問題

についてであります。

結果的に一応委員長は信任されましたが、通信委員長の井原君は、その人柄については、常々私も同僚議員から、同委員会の委員として、次のように聞いたことを記憶しておるのであります。すなわち、自民党には珍しい、信義を持ったすばらしい人格者であり、あなたが通信委員長に就任されて以来、その円満な人柄と巧みな委員会運営の手腕について、たぐいまれなる人として、少なからぬ好意を寄せ、尊敬もできる人物であるとかねがね聞かせてもらつていたのであります。

ところが、まことに悲しむべきは、井原君が突如として質疑を打ち切つて強行採決の拳に出たことであります。私は、一瞬わが耳を疑つたのであります。

公明党は、今回の自由民主党の強行採決という暴挙により、国会史上前代未聞の七十二日という会期の大延長に対して、怒りにふるえながらも、国民の期待にこたえるために、忍びがたきを忍び、耐えがたきを耐え、各委員会において、常に国会正常化を目ざして法案の慎重審議を行なうべく、常に前向きに取り組む、また理事会で話し合っているそのやさき、このような非常識きわまる行動に出られたことは、返す返すも残念でなりません。しかも、ただいまの本会議中における同君の弁明たるや、感情をまゐる出しにし、何ら反省の念もなく、あきれざるを得ないのであります。

戦後二十数年、異民族の支配下にあつて、日本国

民でありながら日本国憲法の保護、恩恵も受けられず、苦悩の中にあつたことは明らかなことであり、沖縄同胞の心情を思うとき、本土国民があらゆる援助を行なうのは当然のことです。もちろん、われわれの目ざすものは、施政権の無条件全面返還をアメリカに求め、沖縄の祖国復帰を一日も早く実現することです。しかし、この沖縄の祖国復帰が、佐藤内閣の怠慢によって、無条件全面返還にはなお時日を要する現在、返還への体制づくりとして、沖縄県民に対する施策は幾ら手厚くしても十分とは言いがたいのであります。この見地から、この法案の内容は、まだまだ不十分な点が数多く見られるのであります。

まず、この法案は、戦前の沖縄郵便貯金並びに簡易保険加入者の代表の方々の過去十年に及ぶ努力の積み上げが実を結んだものでありますが、それにしても、あまりにも低い見舞い金であります。二十五年前の貨幣価値と今日のそれとを比較するならば、今回の措置は、その点を全く考慮しない無慈悲な措置であるといわれてもいたし方ないではありませんか。沖縄住民の失望がありありと見えるようであります。それとともに、加入者各自に今回の見舞い金のはたして手渡されるかどうか、それについても大きな不安が残されておるのであります。しかし、一面、沖縄政策の一步前進という立場から賛成しようとするものであります。しこうして、この法案通過によって本土政府及

び郵政省として一切責任は済んだのだ、あとはどうなろうと沖縄の責任だ、そういうような薄情な考えを捨てて、本土との一体化は既成の事実として、加入者一人残らず決して不満を残さないように、郵便貯金、簡易保険を通じて、本土のわれわれの沖縄を思う気持ちがあらわれないように、見舞い金の追加問題等を含めて一切が円満にいよいよ、当局の一その努力を強く要望するものであります。

本来ならば、本法案は超党派で成立させ得る、最も民主的で、明るい前向きな性質を持った法律案なのであります。しかるに、委員長は、中立公平であるべき委員長として、いまだ質疑者を数多く残しているにもかかわらず、理事会の話し合いを裏切つて、抜き打ち的に質疑を打ち切り、強行採決を行なわれたことについては、私はなお理解に苦しむのであります。それだけでなく、会期七十二日という前代未聞の大延長で混乱している国会を、みずからの手で火に油を注ぐような行動をとられるということは、一体どのような心境でありますでしょうか。国会の運営の中で、通信委員会としての最高責任者である井原君は、委員長としてこの強行採決の姿は、いたずらに平地に波乱を起すことがとき異常な行動であり、井原君の一時の感情がすべてを破壊に導くおそろしさと、また、国民不在の政治権力の横暴な姿をまざまざと見る思いがするのであります。

現代社会において人間尊重、人間性の回復が強く叫ばれている今日、人類を混乱と滅亡の危機から平和と繁栄に導く唯一の道として国民が政治に期待するものは、真実の民主主義に立脚した人間性豊かな議会政治であり、人間による、人間のため、人間の政治なのであります。決して国民は、権力をほしいままにした一党独裁の政治と問答無用の政治を望んでいるのではないのであります。

いまだから申し上げるまでもなく、民主主義が多数決の原理に基づくものであることは当然であります。この多数決は、常に反対意見、少数意見の尊重が裏づけにされない限り、数の暴力におおわれ、国民を誤った方向に導く結果を招くものであります。これでは、国会は国民の意思を反映させる場ではなく、議会制度は単なる形式と化し、実質的には、国民不在の独断専行の場となることは明らかであります。現在の国民大衆の根深い政治不信も、実にここから出発しているのであります。

今回の委員長のとられた暴挙は、個人の感情によつて端を発したおとなげない行動であり、また、あえて混乱を招く原因を投げかけているものであります。その本質をなすものは、多数党の思ひ上がった権力の乱用であります。わが国の国家百年の大計の上からも、議会制民主主義をあくまでも守ろうとするわが党にとって、断じて許すことのできないものであります。(拍手)今回の同

委員長のとつた強行採決は、わが国会史上の汚点として永遠に残ることは、まことに残念であります。いまこそ、国会をさらに混乱におとし入れた責任をとられるとともに、一大猛省を促すものであります。

最後に、私は、政府に、この法案の実施にあつて、さきになる申し上げました諸点を十二分に配慮することを要望して、私の賛成討論を終わります。(拍手)

討論終局の動議(國田直君外二十六名提出)

○議長(石井光次郎君) 國田直君外二十六名から、討論終局の動議が提出されました。本動議を採決いたします。

この採決は記名投票をもつて行ないます。本動議に賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開匣。——閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百六十三

可とする者(白票)

二百十

〔拍手〕

否とする者(青票)

百五十三

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、討論は終局するに決しました。

國田直君外二十六名提出討論終局の動議を可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
赤澤 正道君	秋田 大助君
天野 公義君	天野 光晴君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
井出一太郎君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
臼井 莊一君	内田 常雄君
内海 英男君	浦野 幸男君
遠藤 三郎君	小川 半次君

小川 平二君	小澤 太郎君	佐藤 文生君	齋藤 邦吉君	中山 マサ君	瀬尾 弘吉君
小沢 辰男君	小淵 恵三君	坂田 道太君	坂村 吉正君	二階堂 進君	丹羽 久章君
大石 八治君	大石 武一君	坂本三十次君	櫻内 義雄君	丹羽喬四郎君	丹羽 兵助君
大久保武雄君	大竹 太郎君	笹山茂太郎君	志賀健次郎君	西岡 武夫君	西村 英一君
大坪 保雄君	大野 明君	始関 伊平君	椎名悦三郎君	西村 直己君	根本龍太郎君
大橋 武夫君	大平 正芳君	塩川正十郎君	塩谷 一夫君	野田 卯一君	野田 武夫君
大村 襄治君	岡崎 英城君	重政 誠之君	澁谷 直藏君	橋本龍太郎君	橋本登美三郎君
岡本 茂君	奥野 誠亮君	島村 一郎君	正示啓次郎君	八田 貞義君	長谷川 峻君
加藤常太郎君	加藤 六月君	進藤 一馬君	周東 英雄君	原田 憲君	早川 崇君
鹿野 彦吉君	賀屋 興宣君	菅波 茂君	鈴木 善幸君	廣瀬 正雄君	廣家 俊一君
鍛冶 良作君	海部 俊樹君	砂田 重民君	砂原 格君	福井 勇君	福田 勉一君
桂木 鉄夫君	金子 信君	世耕 政隆君	瀬戸山三男君	福田 一君	福永 健司君
金子 一平君	金子 岩三君	園田 直君	田川 誠一君	藤井 勝志君	藤枝 泉介君
上林山榮吉君	神田 博君	田澤 吉郎君	田中伊三次君	藤尾 正行君	藤田 義光君
龜岡 高夫君	龜山 孝一君	田中 榮一君	田中 角榮君	藤波 孝生君	藤山愛一郎君
鴨田 宗一君	飯谷 忠男君	田中 龍夫君	田中 正巳君	船田 中君	古内 広雄君
川野 芳満君	木野 晴夫君	田村 元君	田村 良平君	古川 文吉君	保利 茂君
木部 佳昭君	岸 信介君	竹内 黎一君	竹下 登君	坊 秀男君	細田 吉藏君
北澤 直吉君	吉川 久衛君	谷垣 專一君	谷川 和穂君	本名 武君	前尾繁三郎君
久野 忠治君	久保田四次君	千葉 三郎君	塚原 俊郎君	増岡 博之君	増田甲子七君
久保田藤麿君	草野一郎平君	塚田 徹君	渡海元三郎君	松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
熊谷 義雄君	倉石 忠雄君	坪川 信三君	徳安 實藏君	松田竹千代君	松野 頼三君
倉成 正君	藏内 修治君	登坂重次郎君	内藤 隆君	三池 信君	三ツ林弥太郎君
黒金 泰美君	小峯 柳多君	床次 徳二君	中垣 國男君	三原 朝雄君	箕輪 登君
小宮山重四郎君	小山 長規君	中尾 栄一君	中曾根康弘君	水野 清君	湊 徹郎君
小山 省二君	河野 洋平君	中川 一郎君	中村 寅太君	武藤 嘉文君	村上 勇君
河本 敏夫君	佐々木秀世君	中村 梅吉君	中山 榮一君	村上信二郎君	村山 達雄君
佐々木義武君	佐藤 榮作君	中村庸一郎君			

否とする議員の氏名

毛利 松平君	栗山 秀君
森下 國雄君	森田重次郎君
森山 欽司君	八木 徹雄君
山口シヅエ君	山口 敏夫君
山下 元利君	山田 久就君
山村新治郎君	吉田 重延君
早稲田柳右門君	渡辺 栄一君
渡辺 肇君	渡辺美智雄君
安宅 常彦君	阿部 昭吾君
阿部 助哉君	赤路 友藏君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君
井上 泉君	井上 普方君
伊賀 定盛君	石川 次夫君
石野 久男君	石橋 政嗣君
板川 正吾君	江田 三郎君
枝村 要作君	小川 三男君
大出 俊君	大柴 滋夫君
大原 亨君	太田 一夫君
岡田 利春君	岡本 隆一君
加藤 清二君	加藤 万吉君
勝澤 芳雄君	勝間田清一君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君
唐橋 東君	川崎 寛治君
川村 継義君	河上 民雄君
河野 正君	木原 実君
北山 愛郎君	久保 三郎君
久保田鶴松君	黒田 寿男君

小林 信一君	兒玉 末男君
後藤 俊男君	河野 密君
神門至馬夫君	佐々栄三郎君
佐野 憲治君	佐野 進君
齊藤 正男君	阪上安太郎君
實川 清之君	島上善五郎君
島本 虎三君	下平 正一君
田中 武夫君	田邊 誠君
多賀合真稔君	高田 富之君
武部 文君	只松 祐治君
橋 兼次郎君	千葉 佳男君
戸叶 里子君	堂森 芳夫君
内藤 良平君	中井徳次郎君
中澤 茂一君	中嶋 英夫君
中谷 鉄也君	中村 重光君
榎崎弥之助君	成田 知巳君
西風 勲君	野口 忠夫君
野間千代三君	芳賀 貢君
長谷川正三君	畑 和君
華山 親義君	浜田 光人君
原 茂君	平岡忠次郎君
平林 剛君	広沢 賢一君
広瀬 秀吉君	福岡 義登君
古川 喜一君	帆足 計君
穂積 七郎君	細谷 治嘉君
堀 昌雄君	松本 七郎君
三木 喜夫君	三宅 正一君
武藤 山治君	村山 喜一君

森 義親君	森本 靖君
八百板 正君	八木 一男君
八木 昇君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	柳田 秀一君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山花 秀雄君
山本 幸一君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	依田 圭五君
渡辺 悠藏君	渡辺 芳男君
池田 頑治君	岡澤 完治君
竹本 孫一君	玉置 一徳君
塚本 三郎君	中村 時雄君
門司 亮君	吉田 久之君
浅井 美幸君	有島 重武君
伊藤惣助丸君	石田幸四郎君
小川新一郎君	大野 潔君
大橋 敏雄君	近江巳記夫君
岡本 富夫君	沖本 泰幸君
北側 義一君	小濱 新次君
斎藤 実君	鈴切 康雄君
田中 昭二君	竹入 義勝君
中野 明君	樋上 新一君
広沢 直樹君	伏木 和雄君
正木 良明君	松本 忠助君
矢野 純也君	山田 太郎君
渡部 一郎君	田代 文久君

谷口善太郎君 林 百郎君
松本 善明君

○議長(石井光次郎君) 日程第一につき採決いたします。

この採決は記名投票をもって行ないます。本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君は白票、反対の諸君は青票を持参せられんことを望みます。閉鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 氏名点呼を命じます。

〔参事氏名を点呼〕

〔各員投票〕

○議長(石井光次郎君) 投票漏れはありませんか。——投票漏れなしと認めます。投票箱閉鎖。

開匣。——開鎖。

〔議場閉鎖〕

○議長(石井光次郎君) 投票を計算いたさせます。

〔参事投票を計算〕

○議長(石井光次郎君) 投票の結果を事務総長より報告いたさせます。

〔事務総長報告〕

投票総数 三百六十四

可とする者(白票)

〔拍手〕

三百六十四

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案 九九四

否とする者(青票)

なし

〔拍手〕

○議長(石井光次郎君) 右の結果、沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案は委員長報告のとおり可決いたしました。

(拍手)

沖縄における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案を委員長報告の通り決するを可とする議員の氏名

安倍晋太郎君	足立 篤郎君
阿部 喜元君	相川 勝六君
青木 正久君	赤城 宗徳君
赤澤 正道君	秋田 大助君
天野 公義君	天野 光晴君
荒木萬壽夫君	荒松清十郎君
井出一太郎君	井原 岸高君
伊藤宗一郎君	伊能繁次郎君
池田 清志君	稻村左近四郎君
宇野 宗佑君	上村千一郎君
白井 莊一君	内田 常雄君
内海 英男君	浦野 幸男君
遠藤 三郎君	小川 半次君
小川 平二君	小澤 太郎君
小沢 辰男君	小淵 恵三君

大石 八治君	大石 武一君
大久保武雄君	大竹 太郎君
大坪 保雄君	大野 明君
大野 市郎君	大橋 武夫君
大平 正芳君	大村 襄治君
岡崎 英城君	岡本 茂君
奥野 誠亮君	加藤常太郎君
加藤 六月君	鹿野 彦吉君
賀屋 興宜君	鍛冶 良作君
海部 俊樹君	桂木 鉄夫君
金丸 信君	金子 一平君
金子 岩三君	上林山榮吉君
神田 博君	亀岡 高夫君
龜山 孝一君	鴨田 宗一君
飯谷 忠男君	川野 芳満君
菅 太郎君	木野 晴夫君
木部 佳昭君	木村 武雄君
岸 信介君	北澤 直吉君
吉川 久衛君	久野 忠治君
久保田円次君	久保田藤磨君
草野一郎平君	熊谷 義雄君
倉石 忠雄君	倉成 正君
藏内 修治君	黒金 泰美君
小峯 柳多君	小宮山重四郎君
小山 長規君	小山 省二君
河野 洋平君	河本 敏夫君
佐々木秀世君	佐々木義武君
佐藤 榮作君	佐藤 文生君

齋藤 邦吉君	坂田 道太君
坂村 吉正君	坂本三十次君
笹山茂太郎君	始関 伊平君
椎名悦三郎君	塩川正十郎君
塩谷 一夫君	重政 誠之君
澁谷 直藏君	島村 一郎君
正示啓次郎君	進藤 一馬君
周東 英雄君	菅波 茂君
鈴木 善幸君	砂田 重民君
砂原 格君	世耕 政隆君
瀬戸山三男君	園田 直君
田川 誠一君	田澤 吉郎君
田中伊三次君	田中 榮一君
田中 角榮君	田中 龍夫君
田中 正巳君	田村 元君
田村 良平君	竹内 黎一君
竹下 登君	谷垣 専一君
谷川 和穂君	千葉 三郎君
中馬 辰猪君	塚田 徹君
塚原 俊郎君	坪川 信三君
渡海元三郎君	登坂重次郎君
徳安 實藏君	床次 徳二君
内藤 隆君	中尾 栄一君
中垣 國男君	中川 一郎君
中曾根康弘君	中村 梅吉君
中村 寅太君	中村庸一郎君
中山 榮一君	中山 マサ君
瀬尾 弘吉君	二階堂 進君

丹羽 久章君	丹羽喬四郎君
丹羽 兵助君	西岡 武夫君
西村 英一君	西村 直己君
根本龍太郎君	野田 卯一君
野田 武夫君	葉梨 信行君
橋本登美三郎君	橋本龍太郎君
長谷川 峻君	八田 貞義君
早川 崇君	原田 憲君
広川シズエ君	廣瀬 正雄君
福家 俊一君	福井 勇君
福田 赴夫君	福田 一君
福永 健司君	藤井 勝志君
藤枝 泉介君	藤尾 正行君
藤田 義光君	藤波 孝生君
藤山愛一郎君	船田 中君
古内 広雄君	古川 丈吉君
古屋 亨君	保利 茂君
坊 秀男君	細田 吉藏君
本名 武君	前尾繁三郎君
増岡 博之君	増田甲子七君
松浦周太郎君	松澤 雄蔵君
松田竹千代君	松野 頼三君
三池 信君	三ッ林弥太郎君
三原 朝雄君	箕輪 登君
水野 清君	湊 徹郎君
武藤 嘉文君	村上 勇君
村上信二郎君	村山 達雄君
毛利 松平君	栗山 秀君

森下 國雄君	森田重次郎君	神門至馬夫君	佐々栄三郎君
森山 欽司君	八木 徹雄君	佐野 憲治君	佐野 進君
山口シヅエ君	山口 敏夫君	齊藤 正男君	阪上安太郎君
山下 元利君	山田 久就君	實川 清之君	島上善五郎君
山村新治郎君	吉田 重延君	島本 虎三君	下平 正一君
早稲田柳右衛門君	渡辺 栄一君	田中 武夫君	田邊 誠君
渡辺 肇君	渡辺美智雄君	多賀谷眞稔君	高田 富之君
安宅 常彦君	阿部 昭吾君	武部 文君	只松 祐治君
阿部 助哉君	赤路 友藏君	橋 兼次郎君	千葉 佳男君
淡谷 悠藏君	井岡 大治君	戸叶 里子君	堂森 芳夫君
井上 泉君	井上 普方君	内藤 良平君	中井徳次郎君
伊賀 定盛君	石川 次夫君	中澤 茂一君	中嶋 英夫君
石野 久男君	石橋 政嗣君	中谷 鉄也君	中村 重光君
板川 正吾君	江田 三郎君	橋崎弥之助君	成田 知巳君
枝村 要作君	小川 三男君	西風 勲君	野口 忠夫君
大出 俊君	大柴 滋夫君	野間千代三君	芳賀 貢君
大原 亨君	太田 一夫君	長谷川正三君	畑 和君
岡田 利春君	岡本 隆一君	華山 親義君	浜田 光人君
加藤 清二君	加藤 万吉君	原 茂君	平岡忠次郎君
勝澤 芳雄君	勝田清一君	平林 剛君	広沢 賢二君
角屋堅次郎君	金丸 徳重君	広瀬 秀吉君	福岡 義登君
唐橋 東君	川崎 寛治君	古川 喜一君	帆足 計君
川村 継義君	河上 民雄君	穂積 七郎君	細谷 治嘉君
河野 正君	木原 実君	堀 昌雄君	松本 七郎君
北山 愛郎君	久保 三郎君	三木 喜夫君	三宅 正一君
久保田鶴松君	黒田 寿男君	武藤 山治君	村山 喜一君
小林 信一君	兒玉 末男君	森 義親君	森本 靖君
後藤 俊男君	河野 密君	八百板 正君	八木 一男君

八木 昇君	矢尾喜三郎君
安井 吉典君	柳田 秀一君
山内 広君	山口 鶴男君
山崎 始男君	山田 耻目君
山中 吾郎君	山花 秀雄君
山本 幸一君	山本 政弘君
山本弥之助君	米内山義一郎君
米田 東吾君	依田 圭五君
渡辺 悠藏君	渡辺 芳男君
岡澤 完治君	竹本 孫一君
玉置 一徳君	塚本 三郎君
中村 時雄君	門司 亮君
吉田 之久君	浅井 美幸君
有島 重武君	伊藤惣助丸君
石田幸四郎君	小川新一郎君
大野 潔君	大橋 敏雄君
近江巳記夫君	岡本 富夫君
沖本 泰幸君	北側 義一君
小濱 新次君	斎藤 実君
鈴切 康雄君	田中 昭二君
竹入 義勝君	中野 明君
樋上 新一君	広沢 直樹君
伏木 和雄君	正木 良明君
松本 忠助君	矢野 絢也君
山田 太郎君	渡部 一郎君
田代 文久君	谷口善太郎君
林 百郎君	松本 善明君

○議長(石井光次郎君) 本日は時間の関係上この程度にとどめ、明三十日午後二時より本会議を開くこといたします。

本日は、これにて延会いたします。

午後十一時四十分延会

出席国务大臣

内閣総理大臣 佐藤 榮作君
大蔵大臣 福田 赳夫君
郵政大臣 河本 敏夫君
国务大臣 床次 徳二君

出席政府委員

総理府特別地域連絡局参事官 加藤 泰守君

○朗読を省略した議長の報告

(議決通知)

一、去る二十三日、本院は国会の会期を八月五日まで七十二日間延長することを議決し、その旨参議院及び内閣に通知した。

(通知書受領)

一、去る二十三日、重宗参議院議長から石井議長あて、参議院は国会の会期を八月五日まで七十二日間延長することを議決した旨の通知書を受領した。

一、去る二十三日、参議院議長から、国会におい

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

て承認することを議決した次の件を内閣に送付した旨の通知書を受領した。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する協定の締結について承認を求めるの件

プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(報告書及び文書受領)

一、去る二十三日、内閣から次の報告書を受領した。

第六十回国会衆議院において採択された請願の処理経過

一、去る二十四日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。

公害対策基本法第七条第一項の規定に基づく昭和四十三年度公害の状況に関する年次報告

公害対策基本法第七条第二項の規定に基づく昭和四十四年度において講じようとする公害防止に関する施策についての文書

一、去る二十七日、内閣から次の報告書を受領した。

社会保障制度審議会設置法第九条の規定に基づく昭和四十三年度社会保障制度審議会報告書

(常任委員辞任)

一、去る二十七日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

野呂 恭一君

麻生 良方君

渡部 一郎君

丹羽 久章君

地方行政委員

奥野 誠亮君

斎藤 寿夫君

塩川正十郎君

保岡 武久君

山口シヅエ君

安倍晋太郎君

中川 一郎君

丹羽喬四郎君

古内 広雄君

毛利 松平君

法務委員

鍛冶 良作君

坂田 英一君

中馬 辰猪君

中垣 國男君

藤枝 泉介君

松野 幸泰君

山手 満男君

西村 榮一君

天野 光晴君

小淵 恵三君

亀岡 高夫君

渡海元三郎君

中川 一郎君

丹羽 久章君

湊 徹郎君

吉田 泰造君

外務委員

坂本三十次君

永田 亮一君

毛利 松平君

伊藤惣助丸君

笹山茂太郎君

田村 元君

八田 貞義君

大蔵委員

伊藤宗一郎君

奥野 誠亮君

笹山茂太郎君

田村 元君

地崎宇三郎君

山中 貞則君

渡海元三郎君

中川 一郎君

丹羽 久章君

古内 広雄君

文教委員

笑輪 登君

山口 敏夫君

櫻内 義雄君

広川シヅエ君

藤波 孝生君

八木 徹雄君

坂田 英一君

中馬 辰猪君

藤枝 泉介君

山手 満男君

社会労働委員

海部 俊樹君

藏内 修治君

世耕 政隆君

中野 四郎君

増岡 博之君

大村 襄治君

農林水産委員

加藤 六月君

中川 一郎君

丹羽 久章君

山口 敏夫君

大石 武一君

八田 貞義君

藤波 孝生君

松野 幸泰君

宇野 宗佑君

亀岡 高夫君

小宮山重四郎君

武藤 嘉文君

商工委員

吉田 泰造君

西村 榮一君

運輸委員

川野 芳満君

西村 英一君

二階堂 進君

古内 広雄君

通信委員

古内 広雄君

水野 清君

建設委員

西村 英一君

野呂 恭一君

丹羽喬四郎君

葉梨 信行君

古屋 亨君

地崎宇三郎君

予算委員

山口シヅエ君

山中 貞則君

二階堂 進君

川野 芳満君

議院運営委員

小淵 恵三君

加藤 六月君

桂木 鉄夫君

斎藤 寿夫君

塩川正十郎君

保岡 武久君

一、昨二十八日、議長において、次の常任委員の辞任を許可した。

内閣委員

永末 英一君

伊藤惣助丸君

内海 清君

地方行政委員

青木 正久君

奥野 誠亮君

桂木 鉄夫君

南條 徳男君

古井 喜實君

宮澤 喜一君

外務委員

宇都宮徳馬君

小泉 純也君

世耕 政隆君

永田 亮一君

宮澤 喜一君

曾祢 益君

渡部 一郎君

佐藤洋之助君

坂本三十次君

田澤 吉郎君

福田 篤泰君

細田 吉蔵君

阿部 喜元君

大石 八治君

加藤 六月君

桂木 鉄夫君

亀岡 高夫君

中川 一郎君

笑輪 登君

古屋 亨君

玉置 一徳君

文教委員

南條 徳男君 古井 喜實君
八木 徹雄君 菅波 茂君
中尾 栄一君 松澤 雄藏君

建設委員

葉梨 信行君 内海 清君
内海 英男君 永末 英一君
菅波 茂君 宇都宮徳馬君

中川 一郎君 天野 光晴君
渡海元三郎君 吉田 泰造君
松野 幸泰君 中馬 辰猪君
中垣 國男君 山手 満男君
藤枝 泉介君 坂田 英一君
鍛冶 良作君 西村 榮一君

農林水産委員 藏内 修治君 増岡 博之君
亀岡 高夫君 武藤 嘉文君
小宮山重四郎君 宇野 宗佑君
松野 幸泰君 大石 武一君
藤波 孝生君 八田 貞義君

井村 重雄君 小川 半次君
海部 俊樹君 中野 四郎君
阿部 喜元君 大村 襄治君
加藤 六月君 古屋 亨君

議院運営委員

小淵 恵三君 坂本三十次君
中尾 栄一君 井村 重雄君
小川 半次君 小泉 純也君
桂木 鉄夫君 坂本三十次君
中尾 栄一君 柴田 健治君
稲村左近四郎君 竹内 黎一君
箕輪 登君 八木 昇君

外務委員

田村 元君 八田 貞義君
笹山茂太郎君 渡部 一郎君
毛利 松平君 坂本三十次君
永田 亮一君

商工委員

西村 榮一君 吉田 泰造君
二階堂 進君 古内 広雄君
川野 芳滿君 西村 英一君

農林水産委員

白濱 仁吉君 田澤 吉郎君
中垣 國男君 藤波 孝生君
小川 平二君 黒金 泰美君
佐藤洋之助君 橋口 隆君

大蔵委員

中川 一郎君 古内 広雄君
丹羽 久章君 渡海元三郎君
箕輪 登君 山口 敏夫君
田村 元君 伊藤宗一郎君
笹山茂太郎君 奥野 誠亮君
地崎宇三郎君 山中 貞則君

通信委員

西村 英一君 野呂 恭一君
古内 広雄君 水野 清君

商工委員

小川 平二君 黒金 泰美君
丹羽 久章君 橋口 隆君
増岡 博之君 玉置 一徳君
菅波 茂君 田澤 吉郎君
藤波 孝生君 松野 幸泰君
渡辺美智雄君 曾根 益君

内閣委員

丹羽 久章君 受田 新吉君
伊藤惣助丸君 野呂 恭一君

文教委員

藤枝 泉介君 坂田 英一君
中馬 辰猪君 山手 満男君
広川シズエ君 藤波 孝生君
櫻内 義雄君 八木 徹雄君

建設委員

山口シズエ君 山中 貞則君
地崎宇三郎君 古屋 亨君
丹羽喬四郎君 葉梨 信行君

運輸委員

加藤 六月君 金子 岩三君
中川 一郎君 内藤 隆君
福田 篤泰君 早稲田柳右衛門君

地方行政委員

中川 一郎君 古内 広雄君
毛利 松平君 安倍晋太郎君
丹羽喬四郎君 保岡 武久君
奥野 誠亮君 山口シズエ君
斎藤 寿夫君 塩川正十郎君

社会労働委員

大村 襄治君 丹羽 久章君
加藤 六月君 中川 一郎君
山口 敏夫君 海部 俊樹君
世耕 政隆君 中野 四郎君

予算委員

川野 芳滿君 二階堂 進君
議院運営委員 塩川正十郎君 保岡 武久君
斎藤 寿夫君 桂木 鉄夫君
小淵 恵三君 加藤 六月君

通信委員

内藤 隆君 早稲田柳右衛門君
広川シズエ君 八木 徹雄君

法務委員

湊 徹郎君 丹羽 久章君
小淵 恵三君 亀岡 高夫君

農林水産委員

蔵内 修治君 増岡 博之君
武藤 嘉文君 宇野 宗佑君
大石 武一君 八田 貞義君

内閣委員

内海 清君 渡部 一郎君

一、去る二十七日、議長において、
任委員の補欠を指名した。
次のとおり常

法務委員

湊 徹郎君 丹羽 久章君
小淵 恵三君 亀岡 高夫君

社会労働委員

大村 襄治君 丹羽 久章君
加藤 六月君 中川 一郎君
山口 敏夫君 海部 俊樹君
世耕 政隆君 中野 四郎君

予算委員

川野 芳滿君 二階堂 進君
議院運営委員 塩川正十郎君 保岡 武久君
斎藤 寿夫君 桂木 鉄夫君
小淵 恵三君 加藤 六月君

法務委員

湊 徹郎君 丹羽 久章君
小淵 恵三君 亀岡 高夫君

社会労働委員

大村 襄治君 丹羽 久章君
加藤 六月君 中川 一郎君
山口 敏夫君 海部 俊樹君
世耕 政隆君 中野 四郎君

予算委員

川野 芳滿君 二階堂 進君
議院運営委員 塩川正十郎君 保岡 武久君
斎藤 寿夫君 桂木 鉄夫君
小淵 恵三君 加藤 六月君

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号 朗読を省略した議長の報告

地方行政委員

永末 英一君

古井 喜實君

宮澤 喜一君

青木 正久君

外務委員

古屋 亨君

田澤 吉郎君

大石 八治君

伊藤惣助丸君

加藤 六月君

中川 一郎君

佐藤洋之助君

坂本三十次君

小泉 純也君

世耕 政隆君

曾祿 益君

中尾 栄一君

松澤 雄藏君

南條 徳男君

社会労働委員

阿部 喜元君

大村 襄治君

井村 重雄君

小川 半次君

農林水産委員

小川 平二君

南條 徳男君

奥野 誠亮君

桂木 鉄夫君

細田 吉蔵君

桂木 鉄夫君

玉置 一徳君

阿部 喜元君

箕輪 登君

龜岡 高夫君

宮澤 喜一君

永田 亮一君

福田 篤泰君

宇都宮徳馬君

菅波 茂君

古井 喜實君

八木 徹雄君

加藤 六月君

古屋 亨君

海部 俊樹君

中野 四郎君

黒金 泰美君

佐藤洋之助君

白濱 仁吉君

中垣 國男君

菅波 茂君

松野 幸泰君

渡辺美智雄君

小川 平二君

橋口 隆君

橋口 隆君

田澤 吉郎君

藤波 孝生君

田澤 吉郎君

藤波 孝生君

菅波 茂君

松野 幸泰君

渡辺美智雄君

小川 平二君

橋口 隆君

増岡 博之君

内藤 隆君

福田 篤泰君

中川 一郎君

金子 岩三君

早稲田柳右衛門君

八木 徹雄君

早稲田柳右衛門君

内海 英男君

葉梨 信行君

菅波 茂君

小泉 純也君

小川 半次君

中尾 栄一君

笑輪 登君

稲村左近四郎君

竹内 黎一君

八木 昇君

橋口 隆君

田澤 吉郎君

藤波 孝生君

田澤 吉郎君

藤波 孝生君

菅波 茂君

松野 幸泰君

渡辺美智雄君

小川 平二君

橋口 隆君

増岡 博之君

内藤 隆君

福田 篤泰君

中川 一郎君

金子 岩三君

早稲田柳右衛門君

八木 徹雄君

早稲田柳右衛門君

内海 英男君

葉梨 信行君

菅波 茂君

小泉 純也君

小川 半次君

中尾 栄一君

笑輪 登君

稲村左近四郎君

竹内 黎一君

八木 昇君

中尾 栄一君

桂木 鉄夫君

柴田 健治君

坂本三十次君

菅 太郎君

白濱 仁吉君

丹羽喬四郎君

松澤 雄藏君

阿部 喜元君

龜山 孝一君

中川 一郎君

古屋 亨君

山下 元利君

古川 丈吉君

中川 一郎君

山下 元利君

古屋 亨君

松野 頼三君

小泉 純也君

白濱 仁吉君

松澤 雄藏君

丹羽 久章君

菅 太郎君

丹羽喬四郎君

丹羽 久章君

菅 太郎君

丹羽喬四郎君

丹羽 久章君

坂本三十次君

柴田 健治君

菅 太郎君

小泉 純也君

丹羽 久章君

松浦周太郎君

松野 頼三君

龜岡 高夫君

佐々木義武君

古川 丈吉君

山下 元利君

古川 丈吉君

山下 元利君

古川 丈吉君

中川 一郎君

佐々木義武君

龜岡 高夫君

阿部 喜元君

松浦周太郎君

丹羽 久章君

菅 太郎君

丹羽喬四郎君

丹羽 久章君

菅 太郎君

丹羽喬四郎君

丹羽 久章君

菅 太郎君

丹羽喬四郎君

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

とおりである。

九九八

柳田秀一君外六名
議院運営委員長久野忠治君解任決議案

柳田秀一君外六名
建設委員長始関伊平君解任決議案

柳田秀一君外六名
(議案付託)

一、去る二十六日、委員会に付託された議案は次のとおりである。

小規模企業振興法案(中村重光君外十一名提出、衆法第四五号) 商工委員会 付託

(議案送付)

一、去る二十六日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

小規模企業振興法案(中村重光君外十一名提出)(案約通知書受領)

一、去る二十三日、参議院において次の件を議決した旨の通知書を受領した。

日本国とフィリピン共和国との間の国際郵便為替の交換に関する約定の締結について承認を求めるの件

プレク・トノット川電力開発かんがい計画の実施工事のための贈与に関する日本国政府とカンボディア王国政府との間の協定の締結について承認を求めるの件

(議案撤回)

一、今二十九日、議員から次の議案を撤回する旨の申し出があった。

建設委員長始関伊平君解任決議案(柳田秀一君

外六名提出)(決議第七号)

外務委員長北澤直吉君解任決議案(柳田秀一君外六名提出)

議院運営委員長久野忠治君解任決議案(柳田秀一君外六名提出)

沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及に必要な施設及び設備の設置及び無償貸付けに関する法律案(内閣提出)に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、琉球政府が行なう沖繩における郵便貯金の奨励等の業務を援助するため、これに必要な施設及び設備を沖繩島那覇に設置し、これを無償で貸し付けることができるようにしようとするもので、その内容は次のとおりである。

1 政府は、琉球政府が行なう沖繩における郵便貯金の奨励及び簡易生命保険思想の普及のために必要な郵政省令で定める施設及び設備を沖繩島那覇に設置し、これを琉球政府に無償で貸し付けることができる。

2 右の施設等の設置及び貸付けは、郵便貯金事業及び簡易生命保険事業に附帯する業務として行なうものとする。

3 この法律は、公布の日から施行する。

二 議案の可決理由

本案は、沖繩における郵便貯金の実情等に照

らして適切なものと認め、これを可決すべきものと議決した次第である。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費は、昭和四十四年度郵政事業特別会計において五億円(うち三億円は国庫債務負担行為)が予定されている。右報告する。

昭和四十四年五月二十八日

通信委員長 井原 岸高
衆議院議長 石井光次郎殿

衆議院会議録第三十九号中正誤

ヘシ 段 行 誤
九三 二 末七 青色 正
九五 一 八 広瀬駿二 青栗
広瀬駿二

昭和四十四年五月二十九日 衆議院會議録第四十号

一〇〇〇

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

定価 一部 四十円
(送料別)

発行所

東京都港区赤坂葵町二番地 郵便番号一〇七
大蔵省印刷局
電話 東京 五八二 四四二(大)